

議院總務委員會

議錄第十二号

(一一九)

令和二年四月二日(木曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長

大口

善徳君

理事 大西 英男君
理事 坂井 學君
理事 中根 一幸君
理事 吉川 元君
理事 安藤 高夫君
池田 小倉 神田 裕君
木村 弥生君
高村 斎藤 梶坂 出畠
斎藤 洋明君
高村 正大君
斎藤 泰君
木村 弥生君
佐藤 伸子君
木村 本村
杉中 淳君

古賀 博之君
吉澤 篤君

富樫 崇志君
國重 徹君

井林 辰憲君
石田 真敏君

金子万寿夫君
白須賀樹君

木村 史明君
佐藤 明男君

小林 次郎君
山口 俊一君

佐藤 一正君
岡島 重徳

松野 宗清

鳩山 鳩山

山口 二郎君
佐藤 泰明君

佐藤 二郎君
佐藤 昌孝君

太田 長尾

佐藤 貴士君
西岡 秀子君

山花 郁夫君
本村 伸子君

足立 初鹿

木村 康史君
杉中 淳君

橋本 神田 宮本

寺田 神田 憲次君

高市 木村 洋明君

高市 木村 周司君

高市 木村 洋明君

新たな過疎対策法の制定に関する意見書(北海道新ひだか町議会)(第一〇二三号)道新ひだか町議会の制定に関する意見書(山形県遊佐町議会)(第一〇三四号)

新たな過疎対策法の制定に関する意見書(埼玉県飯能市議会)(第一〇三五号)

新たな過疎対策法の制定を求める意見書(静岡県南伊豆町議会)(第一〇三六号)

新たな過疎対策法の制定を求める意見書(静岡県松崎町議会)(第一〇三七号)

新たな過疎対策法の制定を求める意見書(静岡県西伊豆町議会)(第一〇三八号)

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書(北海道陸別町議会)(第一〇三九号)

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書(青森県横浜町議会)(第一〇四〇号)

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書(福島県天栄村議会)(第一〇四一号)

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書(岡山県井原市議会)(第一〇四二号)

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書(三重県議会)(第一〇四三号)

社会資本の老朽化対策の推進を求める意見書(岩手県陸前高田市議会)(第一〇四四号)

社会資本の老朽化対策の推進を求める意見書(兵庫県議会)(第一〇四五号)

地上デジタルテレビ放送の受信環境整備を求める意見書(埼玉県小鹿野町議会)(第一〇四六号)

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(長野県箕輪町議会)(第一〇四七号)

地方議会議員の厚生年金加入に反対する意見書(長野県木曽町議会)(第一〇四九号)

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(長野県筑北村議会)(第一〇五〇号)

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(長野県小谷村議会)(第一〇五一号)

地方創生の実現に向けた5G利用環境の整備に

関する意見書(岐阜県議会)(第一〇五一号)

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書(鹿児島県中種子町議会)(第一〇五三号)

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書(鹿児島県南種子町議会)(第一〇五四号)

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書(鹿児島県壹原町議会)(第一〇五五号)

免税軽油制度の継続を求める意見書(岩手県北上市議会)(第一〇五六号)

免税軽油制度の継続を求める意見書(岩手県北戸町議会)(第一〇五七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○大口委員長 これより会議を開きます。

行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及びこの際、お諮りいたします。

○大口委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

各件調査のため、本日、参考人として日本放送協会理事松原洋一君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○大口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大口委員長 引き続き、お諮りいたします。

○大口委員長 各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官杉中淳君、内閣官房内閣審議官伊藤信君、内閣府

大臣官房審議官次木秀行君、内閣府大臣官房審議官村山裕君、内閣府大臣官房審議官手聰君、内閣府地方創生推進事務局審議官長谷川周夫君、内閣府子ども・子育て本部審議官藤原朋子君、金融庁総合政策局参事官石田晋也君、総務省大臣官房総括審議官前田一浩君、大臣官房総括審議官奈良俊哉君、大臣官房総括審議官秋本芳徳君、行政管理局長三宅俊光君、自治行政局長高原剛君、自治行政局公務員部長大村慎一君、自治行政局選挙部長赤松俊彦君、自治財政局長内藤尚志君、情報流通行政局郵政行政部長塩義樹君、総合通信基盤局長事務取扱谷脇康彦君、統計局長佐伯修司君、行政不服審査会事務局長加瀬徳幸君、消防厅次長米澤健君、国税庁徵収部長新井智男君、文部科学省大臣官房審議官矢野和彦君、文部科学省大臣官房審議官森晃憲君、厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官達谷窟庸野君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官日原知己君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、厚生労働省大臣官房審議官本多則恵君、厚生労働省大臣官房審議官辺見聰君、厚生労働省大臣官房審議官八神敦雄君、厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長依田泰君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省水管理・国土保全局下水道部長植松龍二君及び観光庁観光地域振興部長村田茂樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○大口委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大口委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。木村次郎君。

○木村(次)委員 おはようございます。質問の機会をありがとうございます。

私は、現在検討をされております第三十二次地方制度調査会から質問をさせていただきたいと思いま

す。

まず、この第三十二次地制調における諮問内

の桜、桜祭りも中止ということになりました。これから国では経済対策を取りまとめ、そしてまた執行という流れになっていこうかと思います。どうぞ、高市大臣を始め総務省の皆様方、今まで以上に、地方に、そしてまた自治体に寄り添つて御対応いただくことをお願い申し上げたいと思います。

さて、二十六年余にわたる、私、青森県庁勤務において、その半分以上は、地方行政、また地域活性化、あるいは北海道と北東北の四道県の連携、北東北三県というのは、いつとき、三県で合体しようじゃないか、そんな議論までいこうとした、そういう時代もありました、そしてまた、地方分権改革、地方創生などの業務に携わつてまいりました。

人口減少、少子高齢化という現下の社会情勢にあつては、特に基礎自治体は、一部において平成の市町村合併も経てきたものの、行政サービス全体を網羅して提供していくことがなかなかままならないくなつてきている、そういう面は否めないというふうに思います。

自助、共助、あるいは公助という言葉があるわけですが、言つてみれば行政版共助、広域連携の深化というものが時代の要請なのかもしれません。

私の地元では、津軽圏域十四市町村によります弘前版DMO、観光地経営組織が一般社団法人クリンビオニー津軽という名称として、きのう、一日に業務をスタートさせました。また、成年後見制度利用にかかる支援体制の中核拠点として、同日、弘前圏域権利擁護支援センター、これは八市町村によりますが、これもスタートしたわけでござります。こういったものも、ある意味、広域連携の一つだというふうに考えております。

さきほど、こうした観点に立ちまして、まずは、現在検討をされております第三十二次地方制度調査会から質問をさせていただきたいと思いま

容、そしてまた、今現在までの審議の状況についてお伺いいたします。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

平成三十年七月に第三十二次地方制度調査会が発足し、安倍総理大臣より、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える二〇四〇年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。」との諮問がなされたところであります。

そして、昨年七月の第三回総会において、二〇四〇年ごろから逆算し顕在化する諸課題等について分野横断的に整理された中間報告を取りまとめられました。また、合併特例法については、昨年度末で期限切れを迎えることから、その取扱いについて先行して審議を進め、昨年十月二十五日に答申を取りまとめました。

現在、残された諸課題に対応するために、広域連携、公共私の連携、行政のデジタル化、地方議会への多様な人材の参画促進など、具体的な地方行政体制のあり方としてどのようなものが求められることがとなるかについて調査審議が進められているものと承知しております。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

二〇四〇年から逆算、人口減少、加速的にピークを迎える、そういうことを視点に置きながら検討されていること、非常に大事な着眼点だとうふうに思っております。産学官金労なんという行政ではいろいろな分野の方々を交えて会議があるわけでございますが、そうしたさまざまなもの、ともに手を携えていこうとする、そういう姿勢も大いに評価したいと思います。

そうしますと、答申に向けての今後のスケジュール、また広域連携のあり方、先ほど冒頭申し上げましたが、この広域連携のあり方にかかる議論の方向性についてお伺いいたします。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

第三十二次地方制度調査会では、今後、これまでの調査審議についての総括的な論点整理を行

い、地方の意見を丁寧にお伺いしながら、本年七月までに最終的な答申を取りまとめる予定となつております。

広域連携に係る調査審議では、例えば、市町村間の広域連携については、定住自立圏や連携中枢都市圏の枠組み形成が進められているが、比較的連携しやすい取組が進められている状況にあるとの現状認識から、今後の資源制約のもとでも、資源、専門人材の共同活用や施設、インフラの再編など、合意形成は容易ではないが広域で対応する必要がある困難な課題にも対応し、取組の内容を論をいただいております。

また、都道府県による補完については、小規模市町村が多い県などにおいて、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する協働的な手法を用いて積極的かつ柔軟に補完が行われているとの現状認識を踏まえ、技術職員、ICT人材等の専門人材の確保など、今後、市町村間の広域連携では対応が困難な事案の増加が見込まれる中、個々の市町村の規模、能力等に応じて都道府県がきめ細やかに補完の役割を担うために必要な方策などについて御議論をいただいております。

以上でございます。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

二〇四〇年から逆算、人口減少、加速的にピークを迎える、そういうことを視点に置きながら検討されていること、非常に大事な着眼点だとうふうに思っております。産学官金労なんという行政ではいろいろな分野の方々を交えて会議があるわけでございますが、そうしたさまざまなもの、ともに手を携えていこうとする、そういう姿勢も大いに評価したいと思います。

そうしますと、答申に向けての今後のスケジュール、また広域連携のあり方、先ほど冒頭申し上げましたが、この広域連携のあり方にかかる議論の方向性についてお伺いいたします。

ただきたいと思っております。

そしてまた、今後半の方でお話ありました、A.Iとかさまざまな技術を駆使しながら、市町村、また県も含めて、お互い手を携えてやっていくところであります。

最後、この地制調の質問になりますが、今般出される、これから、今後出されます答申を踏まえ、総務省としてどのように対応していくのか、その基本的なスタンス、あるいは大臣の思いといたものをお聞かせいただきたいと思います。

○高市国務大臣 地方制度調査会では、今自治行政局長から答弁させていただきましたように、必要な地方行政体制のあり方について、現在精力的に御議論をいただいております。

私は、我が国最大の危機であります人口減少に直面する中で、いつも申し上げてることではございますが、住民の皆様が安全な環境で暮らすことができる、質の高い教育や必要な福祉サービスを受けることができ、働く場所がある、そんな

地方を全国各地につくつしていく必要があると考えております。

そのためにも、地方公共団体が自主性、主体性を發揮しながら、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるための地方行政体制の実現に向けて、総務省としても支援をしていく必要があると思ひます。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生し、また火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

こうした状況を踏まえまして、地域防災力の中心核的な役割を果たします消防団員の確保など、消防団の充実強化を一層図る必要があると認識しております。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

さらに、女性や学生、企業にお勤めの方等の入団促進に向けて、新たに期間を区切って全国的な数値目標を設定した上で、各地で取り組んでいただくこともお願いをいたしました。

このほか、令和二年度政府予算におきまして、消防団員の確保に資する消防団の中期的な計画の策定を支援する事業を新たに計上するなどによりまして、消防団闘争予算の拡充を行ってございました。

今後とも、消防団員の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

さまたちの実情、地域の実情に応じて、そういった選択肢を主体的に選びながら進めいくことが何よりも肝要だと思います。

そしてまた、小さくてもきらりと光る、そういった地域資源を生かしながら、それぞれの基礎

自治体、特に基礎自治体が持続可能になっていくことを期待したいと思います。

それでは、消防団関係の質問に移らせていただきます。

団員の確保についてでございます。

冒頭申し上げました人口減少、少子高齢化といふものは、全国各市町村、地域の消防団の部分においても相應の影響を及ぼしているものと推察いたしております。そこで、消防団員に対する現状認識、また、団員確保に向けた取組についてお伺いいたします。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生し、また火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

さらに、女性や学生、企業にお勤めの方等の入団促進に向けて、新たに期間を区切って全国的な数値目標を設定した上で、各地で取り組んでいただくこともお願いをいたしました。

このほか、令和二年度政府予算におきまして、消防団員の確保に資する消防団の中期的な計画の策定を支援する事業を新たに計上するなどによりまして、消防団闘争予算の拡充を行ってございました。

今後とも、消防団員の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

さまたちの実情、地域の実情に応じて、そう

いふ選択肢を主体的に選びながら進めいくことが何よりも肝要だと思います。

そしてまた、小さくてもきらりと光る、そういった地域資源を生かしながら、それぞれの基礎

自治体、特に基礎自治体が持続可能になっていくことを期待したいと思います。

それでは、消防団関係の質問に移らせていただきます。

団員の確保についてでございます。

冒頭申し上げました人口減少、少子高齢化といふものは、全国各市町村、地域の消防団の部分においても相應の影響を及ぼしているものと推察いたしております。そこで、消防団員に対する現状認識、また、団員確保に向けた取組についてお伺いいたします。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生し、また火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

さらに、女性や学生、企業にお勤めの方等の入団促進に向けて、新たに期間を区切って全国的な数値目標を設定した上で、各地で取り組んでいただくこともお願いをいたしました。

このほか、令和二年度政府予算におきまして、消防団員の確保に資する消防団の中期的な計画の策定を支援する事業を新たに計上するなどによりまして、消防団闘争予算の拡充を行ってございました。

今後とも、消防団員の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

さまたちの実情、地域の実情に応じて、そう

いふ選択肢を主体的に選びながら進めいくことが何よりも肝要だと思います。

そしてまた、小さくてもきらりと光る、そう

いふ地域資源を生かしながら、それぞれの基礎

自治体、特に基礎自治体が持続可能になっていくことを期待したいと思います。

それでは、消防団関係の質問に移らせていただきます。

団員の確保についてでございます。

冒頭申し上げました人口減少、少子高齢化といふものは、全国各市町村、地域の消防団の部分においても相應の影響を及ぼしているものと推察いたしております。そこで、消防団員に対する現状認識、また、団員確保に向けた取組についてお伺いいたします。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生し、また火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

さらに、女性や学生、企業にお勤めの方等の入団促進に向けて、新たに期間を区切って全国的な数値目標を設定した上で、各地で取り組んでいただくこともお願いをいたしました。

このほか、令和二年度政府予算におきまして、消防団員の確保に資する消防団の中期的な計画の策定を支援する事業を新たに計上するなどによりまして、消防団闘争予算の拡充を行ってございました。

今後とも、消防団員の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

さまたちの実情、地域の実情に応じて、そう

いふ選択肢を主体的に選びながら進めいくことが何よりも肝要だと思います。

そしてまた、小さくてもきらりと光る、そう

いふ地域資源を生かしながら、それぞれの基礎

自治体、特に基礎自治体が持続可能になっていくことを期待したいと思います。

それでは、消防団関係の質問に移らせていただきます。

団員の確保についてでございます。

冒頭申し上げました人口減少、少子高齢化といふものは、全国各市町村、地域の消防団の部分においても相應の影響を及ぼしているものと推察いたしております。そこで、消防団員に対する現状認識、また、団員確保に向けた取組についてお伺いいたします。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生し、また火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

さらに、女性や学生、企業にお勤めの方等の入団促進に向けて、新たに期間を区切って全国的な数値目標を設定した上で、各地で取り組んでいただくこともお願いをいたしました。

このほか、令和二年度政府予算におきまして、消防団員の確保に資する消防団の中期的な計画の策定を支援する事業を新たに計上するなどによりまして、消防団闘争予算の拡充を行ってございました。

今後とも、消防団員の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

さまたちの実情、地域の実情に応じて、そう

いふ選択肢を主体的に選びながら進めいくことが何よりも肝要だと思います。

そしてまた、小さくてもきらりと光る、そう

いふ地域資源を生かしながら、それぞれの基礎

自治体、特に基礎自治体が持続可能になっていくことを期待したいと思います。

それでは、消防団関係の質問に移らせていただきます。

団員の確保についてでございます。

冒頭申し上げました人口減少、少子高齢化といふものは、全国各市町村、地域の消防団の部分においても相應の影響を及ぼしているものと推察いたしております。そこで、消防団員に対する現状認識、また、団員確保に向けた取組についてお伺いいたします。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生し、また火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

さらに、女性や学生、企業にお勤めの方等の入団促進に向けて、新たに期間を区切って全国的な数値目標を設定した上で、各地で取り組んでいただくこともお願いをいたしました。

このほか、令和二年度政府予算におきまして、消防団員の確保に資する消防団の中期的な計画の策定を支援する事業を新たに計上するなどによりまして、消防団闘争予算の拡充を行ってございました。

今後とも、消防団員の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

さまたちの実情、地域の実情に応じて、そう

いふ選択肢を主体的に選びながら進めいくことが何よりも肝要だと思います。

そしてまた、小さくてもきらりと光る、そう

いふ地域資源を生かしながら、それぞれの基礎

自治体、特に基礎自治体が持続可能になっていくことを期待したいと思います。

それでは、消防団関係の質問に移らせていただきます。

団員の確保についてでございます。

冒頭申し上げました人口減少、少子高齢化といふものは、全国各市町村、地域の消防団の部分においても相應の影響を及ぼしているものと推察いたしております。そこで、消防団員に対する現状認識、また、団員確保に向けた取組についてお伺いいたします。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生し、また火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

さらに、女性や学生、企業にお勤めの方等の入団促進に向けて、新たに期間を区切って全国的な数値目標を設定した上で、各地で取り組んでいただくこともお願いをいたしました。

このほか、令和二年度政府予算におきまして、消防団員の確保に資する消防団の中期的な計画の策定を支援する事業を新たに計上するなどによりまして、消防団闘争予算の拡充を行ってございました。

今後とも、消防団員の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

さまたちの実情、地域の実情に応じて、そう

いふ選択肢を主体的に選びながら進めいくことが何よりも肝要だと思います。

そしてまた、小さくてもきらりと光る、そう

いふ地域資源を生かしながら、それぞれの基礎

自治体、特に基礎自治体が持続可能になっていくことを期待したいと思います。

それでは、消防団関係の質問に移らせていただきます。

団員の確保についてでございます。

冒頭申し上げました人口減少、少子高齢化といふものは、全国各市町村、地域の消防団の部分においても相應の影響を及ぼしているものと推察いたしております。そこで、消防団員に対する現状認識、また、団員確保に向けた取組についてお伺いいたします。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生し、また火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

さらに、女性や学生、企業にお勤めの方等の入団促進に向けて、新たに期間を区切って全国的な数値目標を設定した上で、各地で取り組んでいただくこともお願いをいたしました。

このほか、令和二年度政府予算におきまして、消防団員の確保に資する消防団の中期的な計画の策定を支援する事業を新たに計上するなどによりまして、消防団闘争予算の拡充を行ってございました。

今後とも、消防団員の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

さまたちの実情、地域の実情に応じて、そう

いふ選択肢を主体的に選びながら進めいくことが何よりも肝要だと思います。

そしてまた、小さくてもきらりと光る、そう

いふ地域資源を生かしながら、それぞれの基礎

自治体、特に基礎自治体が持続可能になっていくことを期待したいと思います。

それでは、消防団関係の質問に移らせていただきます。

団員の確保についてでございます。

冒頭申し上げました人口減少、少子高齢化といふものは、全国各市町村、地域の消防団の部分においても相應の影響を及ぼしているものと推察いたしております。そこで、消防団員に対する現状認識、また、団員確保に向けた取組についてお伺いいたします。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生し、また火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

さらに、女性や学生、企業にお勤めの方等の入団促進に向けて、新たに期間を区切って全国的な数値目標を設定した上で、各地で取り組んでいただくこともお願いをいたしました。

このほか、令和二年度政府予算におきまして、消防団員の確保に資する消防団の中期的な計画の策定を支援する事業を新たに計上するなどによりまして、消防団闘争予算の拡充を行ってございました。

今後とも、消防団員の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

さまたちの実情、地域の実情に応じて、そう

いふ選択肢を主体的に選びながら進めいくことが何よりも肝要だと思います。

そしてまた、小さくてもきらりと光る、そう

いふ地域資源を生かしながら、それぞれの基礎

自治体、特に基礎自治体が持続可能になっていくことを期待したいと思います。

それでは、消防団関係の質問に移らせていただきます。

団員の確保についてでございます。

冒頭申し上げました人口減少、少子高齢化といふものは、全国各市町村、地域の消防団の部分においても相應の影響を及ぼしているものと推察いたしております。そこで、消防団員に対する現状認識、また、団員確保に向けた取組についてお伺いいたします。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生し、また火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

このため、昨年十二月、通知を发出をいたしました火災も相次ぐ一方で、人口減少、少子高齢化によりまして、消防団の団員数は減少傾向にございました。

さらに、女性や学生、企業にお勤めの方等の入団促進に向けて、新たに期間を区切って全国的な数値目標を設定した上で、各地で取り組んでいただくこともお願いをいたしました。

このほか、令和二年度政府予算におきまして、消防団員の確保に資する消防団の中期的な計画の策定を支援する事業を新たに計上するなどによりまして、消防団闘争予算の拡充を行ってございました。

今後とも、消防団員の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○木村(次)委員 ありがとうございます。

さまたちの実情、地域の実情に応じて、そう

いふ選択肢を主体的に選びながら進めいくことが何よりも肝要だと思います。

いく、また自治体にも設定していただき、大変大事なことであろうと思ひます。その計画を進めていく、しっかりと、基礎自治体はもちろんでござりますが、総務省 消防庁においてもフォローしていただきたいと思つております。

今、女性あるいは学生の消防団というお話がありました。学生消防団活動の認証制度ということも設定されているようでございます。こうした、若い時分から関心を持つて地域に貢献しようといふ、そういう気概のある若い学生たち、それがまた、いざ社会に出ようとするとき、就職活動なんかにおいても、会社が、こいはなかなか気概のあるやつだなど、ひょっとしたそういう評価にも結びつくことになるのかもしれません。

また、女性という視点で申し上げますと、昨年は、私の地元青森県におきまして、第二十五回全国女性消防団員活性化青森大会というのも開催していただきました。それぞれ参加した方々、認識を深めて、また意見を深めて現場に戻って活躍していくだける、大変すばらしい取組だというふうに思つております。

そうしましたら、最後の質問になります。団員というマンパワーとともに、やはりハード面、すなわち装備の充実というのは、消防団を維持、充実させていくためには、団員とともに、マンパワーとともに、車の両輪であります。

ちなみに、私の地元弘前市の隣、黒石市、これは津軽藩の分家に当たるところでございますけれども、使用開始から丸五十年にもことなりますボンネット型の日産F-S780型消防ポンプ車というものがありまして、それをおさめているレトロな雰囲気があります屯所と相まって、黒石市内中心街の町歩きのコースになつているぐらいでございます。

それはさておきまして、装備の充実に際しては、消防庁において、自治体向けにさまざまな支援策を講じてることとは承知いたしております。その中でも、特に救助用資機材搭載型ポンプ自動車等の無償貸付事業、これについては、各自治

体あるいは一部事務組合にとつて大変ありがたく思われております。残念ながら、予算枠との兼ね合いもあり、なかなか要望しても採択、対応し切れないといふうにも現場の方からお聞きしております。

そこで、この救助用資機材搭載型ポンプ自動車等の無償貸付事業について、予算の拡充を御検討いただけないものか、お伺いいたします。

○米澤政府参考人 お答え申し上げます。

消防団向けの消防ポンプ自動車につきましては、平成二十年度以降、補正予算等によりまして市町村に無償で貸し出しまして、それを用いた訓練等の実施を通じまして、救助に関する消防団員の技術の向上などに役立てていただきたところでございます。

令和元年度当初予算までの累計で、千百十六台を全国の市町村に貸与してございます。令和二年度当初予算におきましても、防災・減災、国土強靭化のための三ヵ年緊急対策といたしまして、各都道府県に一台ずつ貸与することを予定してございます。

今後とも、御指摘を踏まえまして、地方の二一ヶ取り組んでまいりたいと考えてございます。

○木村(次)委員 時間になりましたので、終わります。ありがとうございました。

○大口委員長 次に、宗清皇一君。

○宗清委員 おはようございます。自由民主党の宗清皇一です。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

まず、高市大臣を始め総務省の皆様方には、新型コロナウイルスの対策に当たつていただいておりますこと、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

初めに、この新型コロナウイルスの問題が地方財政に与える影響について質問したいというように思います。

先日、令和二年度の予算並びに関連法案が成立

をしたところなんですかれども、今年度の地方財政が大きく不足をする可能性もあると思います。

そして、予算編成当時の地方財政計画に大きな狂いが生じる可能性もあると思いますので質問したいと思います。

特に、都道府県の収入の柱であります法人二税は、景気変動のリスクを受けやすいので、相当減るのではないかなどというよう見込んでおります。

けれども、この景気変動のリスクを受けやすい税目に関しては、年度途中であつても、減収補填債若しくは次年度以降の交付税で調整するような対応を從来されてきたと思いますが、過去にどのような手法で地方自治体の財源を確保してきたのか、確認をしたいと思います。

もう一つ、地方交付税の原資であります国税の五税、これも相当な落ち込みが予想されるわけですが、そのような場合、国が全額を補償するのか、これは自治体の首長さん並びに議会の皆さんも心配をしているところでございます。一部でも臨財債に頼つていくのか、交付税はしっかりと措置してありますということなのか、これは総務省の考え方を聞かせていただきたいと思いま

す。

○内藤政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、地方税でございます法人関係税等が減収になつた場合でございます。

普通交付税の算定におきまして、景気の動向が反映されやすく、基準財政収入額と収入実績との乖離が起こりやすい法人関係税等につきましては、翌年度以降の三年度間の算定で精算を行なうとしております。また、収入実績が基準財政収入額を下回る場合には、手元の資金を確保し、円滑な財政運営を確保する観点から、先ほど申し上げました翌年度以降の精算にかえて、

当該年度に地方債、減収補填債でございますけれども、これを発行した上で、その元利償還金に入ることとしているところでございます。各地方公共団体は、このいずれかを選択して対応して

いたくということでございます。

それから、地方交付税原資でございます国税五税が減額補正となつた場合の対応でございますけれども、平成二十年度以降、四回ございますけれども、いずれも、一般会計からその全額を加算し

た上で、当初予算における財源不足の補填ルールに基づき、後年度精算をしているということでございまして、今後、そのような事態が生じた場合には、財政当局とも協議の上、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、適切な補填措置を講じてまいりたいと考えております。

○宗清委員 今御答弁にございましたように、地方団体の財政に支障が出ないように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、この新型コロナウイルスの問題で、自治体の方に新たな行政需要が出てきていると思うんですね。例えば、マスクや消毒液の確保だけではなく、感染者の医療ケア、そして病床の確保。これは、民間病院にお願いするときには、仮に、例えば、風評被害とかスタッフの方々が感染した場合には、これは閉鎖に追い込まれる可能性もあるわけで、そういうリスクに対して補償という話にもなつてくるだろうと思ひますし、感染者数が著しく増加した場合、軽症者の方々には、病院に入ることがなかなか難しい場合は、例えば民間の施設を借りて、そこで医療的ケアを受けていた

ただく。この借り上げのお金であつたり施設の改修のお金、こういったことも地方の行政需要で出てくるのではないかというように思います。

そして、例えば固定資産税、これは自治体の柱となる収入源で、それとも、支払いが困難な方々も出てくると思います。例えば減免や支払いの猶予など、さまざまなことが今議論されていると承知でいますけれども、そうなれば、基礎自治体の大きな収入源に大きな穴があくことになります。

また、全国で、これはうちの東大阪市、地元もそうなんですが、七十七団体に課せられている事業所税というのがございます。この事業所税は、

一定の規模があれば、必ず、赤字でも支払いの義務がございます。仮にリーマン・ショックを超えるような不況になれば、その収支はそもそも、景気変動のリスクを受けないとされている税目でございますので、減収補填債の対象にもならないわけでございます。

さらに、国民健康保険が当初の見込みよりも例えば収入が少なくなった場合は、自治体の方でその赤字の方を埋めていくといふようなことの可能性も出てくるわけでございます。

コロナの問題が長引けば、地方自治体の財政状況が今まで経験したことのないような状況に陥る可能性もありますので、総務省として、今からしっかりと対策を検討していただきたいというように思います。

仮に、自治体の財政運営に支障を来すようなことがあれば、住民生活に影響が出るだけではなくて、本来予定をしていた大切な事業がおくれたり、できなくなる可能性もあるわけです。特に減災・防災事業は、人命を守る、国民経済を守る待ったなしの事業ですので、その観点から、次の一質問に移りたいと思います。

高市大臣には、先日、緊急防災・減災事業債の期間延長並びに充実強化について要望させていただきました。お忙しいところ、御対応いただきました。ありがとうございます。

この緊防債につきましては、各自治体が大規模災害の備えとして、さまざまな施設整備等で活用していただいております。この制度のおかげで、避難所となる学校体育館へのエアコンの設置、トイレの改修、そして防災無線の整備など、各自治体でさまざまな対策が進められておりますけれども、今後、非常に高い確率で発生すると言われる制度となつております。

安倍総理も、これは必要な予算を確保してオール・ジャパンで取り組むというような御答弁をい

ただいております。私自身も、自治体のみずからがたいというように思います。

年で切れますけれども、三年度以上の延長若しくは何らかの財政措置をお願いしたいと思いますけれども、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○高市国務大臣 緊急防災・減災事業債につきましては、宗清委員おっしゃるとおり、令和二年度までを事業期間といたしておりますが、地方団体から事業期間の延長を求める非常に強い御要望をいたしております。

まずは、地方団体が今年度の整備予定の事業に安心して取り組んでいただけますように、今年度末までに建設工事に着手した事業については、今回、令和三年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることといたしました。

その上で、令和三年度以降の本事業のあり方につきましては、地方団体の取組状況や御意見も十分お聞きして適切に対応してまいります。

○宗清委員 セひ、各自治体の取組を積極的に応援する意味でも、前向きに御検討いただきたいと思います。

次に、国民健康保険のことについてお尋ねをしたいと思いますが、コロナの問題で国民健康保険が払えない方々も出てくる可能性はあると承知をしております。しかし、このような方々には、先ほど申し上げた、保険料を減免していくとか、猶豫するという制度もあると思います。

他方で、この国民健康保険の将来不安、持続可能性を維持していくためにも、そして不公平感を是正する意味でも、国保の改革というのは私は待ったなしidaというふうに思います。そして、高齢者の皆様方にも、負担できる能力のある方々にはやはり原則窓口で二割の御負担もお願いをしていくようなことも、私は國の方でしていくべきだというような考え方を持っております。

他方で、国民健康保険は、自治体の財政の健全化、財政の機動性を高めるという観点からも、一県会計からの法定外の繰入れを早期に解消しないければならないというように思います。

そこで、保険料を例えば県内で統一しようとの努力を促すという意味でもこの制度は大変あります。都道府県による保険料の統一、先ほど申し上げた法定外の繰入れの解消、この解消によって国保財政の見える化、そして、見える化によつて、県内の医療費が上がれば保険料に反映するような民主的統制の必要性について議論を進めています。

國保というのは、当然、保険制度でありますから、実際には多くの税が投入されています。この税が投入されているのが問題ではなくて、自治体の判断で法定外のお金が入っていることが問題の本質を見えなくさせていると感じます。ですから、将来世代の方々にも大きなツケを回しているんだと思うますが、高齢化の進展によつて、医療費の伸びはこれを賄う雇用者報酬の伸びを大きく上回つておりますので、保険料引上げの原因となつておりますし、急速に減少していく現役世代の大きな負担になつていると思います。

本来、保険制度とは、みんながお金を出し合つて、病気やけがをしたときに大きな支出があるわけで、そのリスクを分かち合うもので、全体の支出額を、そのエリアに住んでいる住民が保険料という形で負担能力に応じて負担すべきものなんですが、それが先ほどから問題視しております法定外の税の支出によつて、なかなか中身が見えない、そして民主的な統制が働いていないのが現状だと思います。

法定外の繰入れをやつてゐる自治体は、財政規模が小さくて本当に困つてゐる自治体もありますけれども、他方で、財政に余力があつて、保険料を引き下げるためにやつてゐる自治体もあるわけでございます。

○高市国務大臣 国民健康保険の健全な財政運営というのは重要なことでございます。市町村が行う一般会計からの決算補填を目的とする法定外繰入れなどについては、厚生労働省から地方団体に對して、赤字削減・解消計画を策定した上で計画的な削減、解消を進めるよう求めていると伺つております。

加えまして、平成三十年度から、都道府県が財政運営の責任主体となる新制度が施行されましたので、毎年約三千四百億円の財政支援の拡充が行われるといつたことで、保険者の財政基盤が強化されたところでございます。

受益と負担の均衡を図つて、国民健康保険の健

そば、県内のどこに住んでいても同じような水準の医療が受けられるようなやはり体制整備が必要だと思います。不公平感が生じないように、同じ保険料を払つてゐるんだからどこに住んでいても同じ医療が受けられるような権利を保障していくというのが、これから都道府県のこれはもう責務になるだろうと思います。

こういった取組の先進事例が、高市大臣のお元であります奈良県だというように思います。

私は、奈良県のように、保険料の統一という課題解決のために、県内の医療体制の均一化といいますかレベルアップ。こういうことを一生懸命やつてゐる都道府県を総務省としても全面的に応援していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、保険財政の健全化には保険料の統一というのが前提だと思いますが、法定外の繰入れの解消と、この解消によつて保険財政の見える化ができるわけです。この見える化によつて保険財政の民主的統制を働くかせることが何よりも必要だと思います。

こういった問題に対して、この国保改革を総務省と厚労省と連携をして積極的に取り組んでいただきたいたいと思いますが、大臣の御所見を伺います。

○高市国務大臣 国民健康保険の健全な財政運営というものは重要なことでございます。市町村が行う一般会計からの決算補填を目的とする法定外繰入れなどについては、厚生労働省から地方団体に對して、赤字削減・解消計画を策定した上で計画的な削減、解消を進めるよう求めていると伺つております。

全な財政運営のためには、この法定外縁入れなどの計画的な解消が必要だと考えております。

私の奈良県のことも御紹介いただきましたが、大阪府でも取組が進められております。保険料水準の統一に向けて、医療費適正化や赤字解消などの取組をしているわけですが、厚生労働省では、都道府県と市町村の間でよく議論しながら、こういう取組が進むように、先進、優良事例の横展開を進めていると聞いております。

総務省もしましても、今、見える化の御指摘もございましたが、厚生労働省と連携しながら、地方団体向けの説明会において法定外縁入れの解消について要請するなど、しっかりと地方団体の取組を応援しております。

○宗清委員 それぞれの都道府県にはそれぞれの事情があるというように思います。しかし、奈良県や私の地元の大坂府も、大変厳しい状況にあっても、そこの都道府県と市町村、一生懸命力を合わせて頑張っています。そういった先進事例の横展開をしっかりと図っていただきこと、総務省の積極的な取組をお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○大口委員長 次に、西岡秀子君。

○西岡委員 国民民主党、立国社、衆議院西岡秀子でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず冒頭、全国各地の医療現場でコロナウイルス感染症と最前線で闘っている医療関係の皆様、そして、国民、住民と一緒にところでも日々頑張っていただいている地方自治体の職員の皆様、また、日々御尽力いただいている各省庁の皆様に、心から敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

現在、我が国は新型コロナ感染症によりまして、国民の健康、生命が危機に直面をしていると同時に、今まで、かつてない状況で、我が国の経済が深刻な、国難とも言える状況に直面をいたしました。

ております。

昨日、専門家会議の会見の中の現状認識として、オーバーシュートは見られないが、クラスターが多数発生して、数カ所の地域で医療が逼迫している状況にあって、一日も早く、それもきようあすにでもというお言葉がありましたけれども、取組が必要であるという指摘がございました。

まして、医療体制が大変逼迫をして、憂慮する状況となつております。日本においても亡くなられた方が五十七名ということで、亡くなられた方に心よりお悔やみを申し上げ、そして、罹患された方には一日も早い回復をお祈りしたいと思います。

きのうの専門家会議の記者会見では、地域を三つに分けてそれぞれの対応をという方針が示されました。感染拡大警戒地域においては、外出自粛要請、十人以上の集会、イベントや多数での会食を避けること、そして一斉臨時休校も検討するという指針が示されました。

総務省としては、これまで、私も前回質問をさせていただきましたけれども、地方自治体と一対一の関係で、さまざまなお要望に関しまして、各省庁とつないで、一対一の大変親密な連携をとりながら取り組んでおられる、すばらしいお取組を続けていただいているというふうにお聞きをいたしております。特に、感染拡大地域においては、限られた人員の中で大変な状況と対峙をしている地方自治体にとっては、本当に重要な有効な体制です。

本日は、大変な状況と対峙をしておられる施設や御高齢の方の施設、また障害者のおられる施設などに優先的に配布をお願いし、大変な御協力をいたしました。

それから、地方公共団体からこのほかに強い御要望がありましたのは、PCR検査体制の強化や学校給食費の保護者負担軽減への支援、雇用調整助成金の特例措置の拡大でございましたが、これらにつきましても、三月十日に取りまとめられた緊急対応策第二弾に盛り込まれ、要望は具体化されておりました。

今も毎日のように新たな要望が来ておりますので、これからも地方公共団体と連携しながら、そぞろに集計、解析したデータ等の提供を想定をしております。

○西岡委員 ありがとうございます。

すか、新しいお取組がある可能性も考えられるというふうに思いますが、これまでのお取組について、また今の状況を踏まえたお取組について、大臣より御説明をいただきたいと思います。

○高市国務大臣 新型コロナウイルス感染症の対策におまかしては、現場の地方公共団体の役割が極めて重要でございます。

今、西岡委員から御紹介いただきましたとおり、総務省では、都道府県、指定都市の幹部と総務省職員との一对一の連絡体制を通じて、ずっと政府の施策を、地方公共団体に最新の情報を伝えるとともに、地方公共団体の御要望を伺つて、関係省庁に迅速にフィードバックをしてまいりました。

最初のころは、やはり地方公共団体から非常に強い御要望が多かったのはマスク不足でございました。医療機関や介護施設へのマスク供給につきましては、総務省、厚生労働省及び経済産業省が協力して、政府が一括して購入したマスクを都道府県などを通じて優先配布する取組を行つております。また、市町村が防災用に備蓄しておられたマスクを配布する場合にも、できるだけ医療機関や御高齢の方の施設、また障害者のおられる施設などに優先的に配布をお願いし、大変な御協力をいたしました。

それから、地方公共団体からこのほかに強い御要望がありましたのは、PCR検査体制の強化や学校給食費の保護者負担軽減への支援、雇用調整助成金の特例措置の拡大でございましたが、これらにつきましても、三月十日に取りまとめられた緊急対応策第二弾に盛り込まれ、要望は具体化されておりました。

そこで、三月三十一日、内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省の連名によりまして、政府として、プラットフォーム事業者及び移動通信事業者等に対しまして、感染拡大防止に資する統計データの提供を要請したところでございます。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、各地での感染状況やそのリスクなどを的確に把握し、蔓延対策を効果的に講じることが極めて重要なことがあります。

そこで、三月三十一日、内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省の連名によりまして、政府として、プラットフォーム事業者及び移動通信事業者等に対しまして、感染拡大防止に資する統計データの提供を要請したところでございます。

具体的には、委員御指摘のとおり、地域での人流把握やクラスターの早期発見等の感染拡大防止に資するデータとして、例えば、各事業者が保有するユーザーの移動やサービスの利用履歴を統計的に集計、解析したデータ等の提供を想定をしているところでございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

次に、直接事業者と協定を結びまして運用され

日々刻々と変わる状況もござりますし、大変地方自治体にとっては心強い体制だと思いますので、引き続き地方の声を政策の中でしっかりと生かしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

一般、総務省ほか省庁から、IT大手六社に対する保有ビッグデータの提供要請をしたということが報道をされております。総務省、内閣官房IT総合戦略室、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、厚生労働省、経済産業省と連名で、プラットフォーム事業者、移動通信事業者宛てに、新型コロナウイルス感染拡大防止に資する統計データ等の提供についての要請という内容で要請が発出をされております。提供を要請するデータにつきましては、地域での人の流れの把握やクラスター早期発見等の感染拡大防止に資するデータというふうになつております。

当然、個人情報法を遵守した上での要請であるといふうに考えますけれども、総務省から要請の内容について御説明をお願いいたします。

ることとなる厚生労働省にお尋ねをいたします。

実は、昨日の専門家会議においても、このビック

データの利活用が感染拡大防止に資する可能性

について言及が、きのうの会見でもなされたところでございますけれども、今後の運用の方針、どういう形でどんなデータが提供され、利用される

のか、また、現状の利用から、感染拡大の状況や、例えば緊急事態宣言が出されたなど局面が変わったときにどこまでのデータを要請する可能性があるのか。極めて個人的なデータが本人が知らないうちに利用されるということにつながらないかの懸念があると思いますけれども、どのような運用をされるのかにつきまして、厚生労働省より御説明をお願いいたします。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

今ほど総務省からも御説明がございましたおり、現時点におきまして活用を行う予定としていますデータにつきましては、地域の人流把握やクレスターの早期発見等の感染拡大防止に資するよ

うな統計データということで、ユーザーの移動やサービス履歴を統計的に集計、解析したものをお定してございます。

これらを用いまして、今後実施するクラスター対策の精度の向上でありますとか外出自粛要請等の社会的距離確保施策の実効性の検証、クラスター対策として実施した施策の実効性の検証などをできるものと考えてございます。

現時点におきましては、そういう個人情報保護法等の関係のないようなデータを微取するということをございますが、感染拡大防止策のより効果的な実施につなげるために、今後、データの提供を追加的に要請する可能性もあるかとは思つてございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

やはり、緊急事態宣言が出されるという、局面が変わった場合に、今は統計データで、個人保護

法に該当する個人のデータではなくて統計データという位置づけでございますけれども、状況の変化では個人データについての収集という可能性もゼロではないというふうに今の御説明で受け取りましたので、しつかり個人情報保護法の原則に基づきまして運用をしていただきますように、心よ

りお願いを申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。

緊急事態宣言についてでございますけれども、もうこれはさまざま議論があつておりますけれども、東京都知事においても政府の決断を待つてゐるという状況でございますし、大阪府知事も同じ

判断をされているよう、私マスクコミ等で発言を聞かせていただいております。また、日本医師会会長からも、感染爆発が起きてからでは遅いといふ発令を促す厳しい発言がございましたし、医療危機的状況宣言というものを発出されまして、早く緊急事態宣言を出すべきだと明言をされております。

これはひとえに、医療供給体制に対しまして大変不安な状況が今あるということの認識の上でありますけれども、政府として、今どういう認識でおられるのか、また、発出については、どういふ状況においてその宣言を発出されるのか、また、そのもととなる根拠といいますか、発出され

る状況の目安、根拠といつものが、どのようなことで判断をされるのかにつきまして、御説明をお願いしたいと思います。

○安居政府参考人 お答え申し上げます。

政府対策本部長たる内閣総理大臣は、全国的かつ急速な蔓延によりまして、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるとき、緊急事態宣言をすることを予定しているものでございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

昨日専門家会議も開かれましたけれども、現在

状況にあるという認識でございます。

緊急事態宣言につきましては、国民生活に重大な影響を与えることから、多方面からのさらなる専門的な知見に基づいて慎重に判断することが必要と考えております。

また、医師会の方から、緊急事態宣言をしたらよいという意見がございましたけれども、医療体制に対する強い危機管理意識のあらわれ、その表明がなされたものと考えております。

また、医師会の方から、緊急事態宣言をしたらよいという意見がございましたけれども、医療体制に対する強い危機管理意識のあらわれ、その表明がなされたものと考えております。

私は質問をいたしまして、答弁していただいた場合は、イベントの自粛ですとか外出を制限するということが今までと違つた

場合で、ようろしくお願ひいたします。

私は、さまざま行動制限をすることによって生じるさまざまな事業者の方の損失については、やはり緊急事態宣言の発出とセットでこの補償といふ形で発出されることがあります。そのときは、さまざま行動制限をすることによって生じればいけないというふうに考えます。

緊急事態宣言が発令する可能性というものが大変前に迫つている中で、現在、都道府県の体制整備といいますか、そのことがもし起きたときのための取組というものがどのような形で進んでいるのかにつきましてお尋ねをいたします。

○安居政府参考人 お答え申し上げます。

三月二十六日にいわゆる特措法に基づく政府対策本部が設置されたわけですが、今まだ発出するような状況ではないという総理の御判断がありますけれども、政府として、今どういう認識でおられるのか、また、発出については、どういふ状況においてその宣言を発出されるのか、また、そのもととなる根拠といいますか、発出され

る状況の目安、根拠といつものが、どのようなことで判断をされるのかにつきまして、御説明をお願いしたいと思います。

○安居政府参考人 お答え申し上げます。

他方、先ほど申し上げましたとおり、現在はぎりぎり持ちこたえている状況でございまして、緊急事態宣言が必要な状況ではないと認識しております。

○西岡委員 ありがとうございます。

そのような場合ではございましても、個人情報保護法等の関係法令を踏まえて適法に提供いただ

すけれども、やはり政府が、一体となつた取組と申しますか、政府の役割というものが大変大きいというふうに思いますので、政府がしっかりと連携をして、一体となつて、さまざまな取組について、今からそういう場合も想定して、取組をぜひ進めたいだきたいたいと思います。

私が質問をいたしまして、答弁していただいた場合は、もう退席をしていただいて結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

私は、この緊急事態宣言の発令ということがもし起つた場合は、イベントの自粛ですとか外出を制限するということが今までと違つた

場合で、ようろしくお願ひいたします。

私は、さまざま行動制限をすることによって生じるさまざまな事業者の方の損失については、やはり緊急事態宣言の発出とセットでこの補償といふ形で発出されることがあります。そのときは、さまざま行動制限をすることによって生じるさまざまな事業者の方の損失については、やはり緊急事態宣言の発出とセットでこの補償といふ形で発出されることがあります。そのときは、さまざま行動制限をすることによって生じるさまざまな事業者の方の損失については、やはり緊急事態宣言の発出とセットでこの補償といふ形で発出されることがあります。そのためをしっかりとお示しをいただくといふ形で、今もいろいろな自粛要請の中で事業者の皆さんは、大変な状況に置かれておりますので、緊急事態宣言が発令されるということがもしかするとすれば、その補償といふものを、ぜひ損失補償をセットで取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

私も地元の医師の先生方のお話をいろいろとお伺いをいたしておりますけれども、感染症との闘いというのは、感染者をどれだけ多く見つけられて、その方からの感染拡大をいかに防止することができるかということに尽きるというふうに言われております。PCR検査やほかの検査方法も含めまして、今、大分検査する数とか体制が整備をされてきましたけれども、各国と比べて検査の要件が厳格で、検査数がなかなかふえないという状況もあるというふうに考えております。

検査体制の充実、拡大というものが今本当に必要な実施につなげるために、今後、データの提供を追加的に要請する可能性もあるかとは思つてございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

そのような場合ではございましても、個人情報

保護法等の関係法令を踏まえて適法に提供いただ

くことを予定しているものでございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

やはり、緊急事態宣言が出されるという、局面が変わった場合に、今は統計データで、個人保護

れども、医療崩壊とならない医療体制の整備といふものが担保されなければならないと思います。

大都市において医療体制が逼迫をしているといふ状況は専門家会議の記者会見でも言及がありましたが、家族への感染も含め、退院できないという状況の方も多くいらっしゃると思いますので、軽症の方の健康観察のための隔離施設というもののが本当に喫緊の課題として急がれるというふうに思います。

国や地方自治体の施設のほかにも、民間の協力をいただかなければ確保するのは大変難しいと思います。また、そのときには、やはり政府が主体となつて、さまざまな要請ですとか、国が民間の施設を借り上げた場合にしっかりと最後まで責任を持つということも確約をしてお願意することがなければ大変難しい状況だと思います。

また、中核病院の一般病棟の受入れ体制の整備、これも大変不可欠なことでございます。厚労省から、最悪の場合の感染者数と入院者数の数字が各地方自治体に提供されておりますけれども、今、このような取組がどのように進められているのか、このことについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○大口委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○大口委員長 では、速記を起こしてください。西岡君。

○西岡委員 恐れ入ります。それでは、次の質問をさせていただきます。

今の質問とも関連をいたしましたけれども、これも同じ、帰國者、入国者の水際対策のことについて、同じ方。

○大口委員長 どうぞ。

○西岡委員 はい。それでは、厚労省の御担当ではない質問から、順番を変えてさせていただきます。

ます。

されていると認識してございます。

こうした声も踏まえつつ、融資だけではなく、事業を継続するための給付金につきましても、ございませんけれども、本当にいろいろな業種で大変厳しい状況に直面をされております。全く人の動きや物の動きがないために、本当に全ての業種で大変な状況になつてゐると言つてもいいような状

況だというふうに思います。事業の減収分についてはしつかりと補填をする、補償をするという制度を一日も早く確立しなければ大変な状況になるのではないかと本当に危惧をいたしております。

資金繰り支援などのさまざまなもの、が用意をしていただいておりますけれども、なかなか無利子無担保であつても、融資といふことについては大変厳しい状況がございます。

今、まさに政府でいろいろな対策をまとめておられるところだというふうに思いますけれども、この事業減収分の補償につきましての政府の政策方針についてお尋ねをいたします。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響につきましては、三月十九日以降、経済産業大臣も出席して、個人事業主やフリーランス、飲食業や小売業、観光業の経営者、中小企業団体のトップの方々などから集中ヒアリングを行つてきたところがございます。

このヒアリングにおきましては、大規模イベントの中止によつて会場借り上げなどの先行投資を回収できないという直接の影響のみならず、移動販売車の売上げ減など間接的な経済的影響が広がつていること、フィットネスクラブで退会、休会する会員がふえていることにより、フリーランスの指導員が働く場を失つていることなど、御意見が出されているところでございます。

今回のこのコロナウイルス拡大踏まえた事業者の方々の損失は、非常に多様で、広がりのあるものだと認識してございます。また、委員から御指摘がございましたように、収束の見通しが立たない中、たとえ無利子無担保でも、資金の借入れには慎重にならざるを得ないという声が数多く出

ます。事業を継続するための給付金につきましても、これからしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

引き続き、地元の状況をしつかり踏まえていただきますて、お取組をお願いしたいと思います。

それは、次の質問に移らせていただきます。かDVリスクが高まつているという状況がござい

ます。この児童虐待につきましても、やはり学校の休校とすることの中で、家庭にいる時間が多いということと、経済的な環境も大きく変化をしている中で、大変リスクが高くなつて心配されるところでござりますけれども、このことについて

は、大変きめ細やかなサポートが大切だというふうに思います。

このことについてお尋ねをさせていただきます。

○依田政府参考人 お答え申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生と対応に伴いまして、子供や家族をめぐる生活環境が変化していくことが想定されるところでございま

す。

このため、三月四日に、地方自治体に対しまして、学校関係者、関係機関と緊密に連携いたしまして、支援対象児童等の状況の変化の把握に努め

るとともに、要保護児童地域対策協議会の実務者会議や個別ケース検討会議を適宜開催いたしまして、支援対象児童等に必要な支援が講じられるよう取組を行つていただく旨の依頼を行つたところでござい

ます。

今後、更に必要となる取組の検討を行いまして、できることから速やかに取り組んでまいりた

いというふうに考えてございます。

○西岡委員 いろいろな、今の状況の中でござりますけれども、従来からの窓口ですか、しっかりと行政とつながるような状況を、しつかりサポートを続けていただきたいと思います。

時間的なものもござりますので、大臣にお伺いをいたします。

○西岡委員 先般、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、令和二年度事業計画を認可をされました。この

間、さまざまことがございました。事業改善計画等も提出をされておりますけれども、また新たに、かんば生命の不正販売問題で、法令、規定違

工夫等とともに、その周知啓発に取り組んでいます。

○西岡委員 ありがとうございます。

引き続き、今後の状況を注視しながら、支援が

必要な子供に適切な対応が行われるよう、関係省

府や地方自治体等とも連携して取り組んでまいりたいと存じます。

反といふものが三千件になつたという発表もございました。

この認可に当たりまして、大臣の見解ですとか、認可を受けられるときに、大臣が発言をされたような内容がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○高市国務大臣 去る三月三十日付で、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の令和二事業年度の事業計画について認可をいたしました。

今、西岡委員が御指摘くださったように、日本郵政グループにおいては、かんば生命保険の不適正募集問題を受けて、国民の皆様の信頼回復に向けて、もう全役職員が一丸となつて全力で取り組んでいただく必要があると考えております。

そのため、事業計画の認可に当たりましては、両社に対し、ガバナンス体制の構築を始め、かんば生命保険の不適正募集に関する業務改善計画を着実に実施することにより、国民の信頼の着実な回復に努めることを要請しております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、両社に対しまして、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、災害時や感染症発生時の対応を適切に行うこととも要請いたしました。

日本郵便株式会社及び日本郵政株式会社においては、認可した事業計画に沿つて着実に業務を実施していただきたいと存じます。そこで、大臣からの発言も含めて、大変重いものがあると思いますので、しっかりとお取組をぜひ進めていただきたいと思います。

もう一問、お時間が許せば。
先般、かんば生命の不正販売報道をめぐる、NHK前会長が厳重注意を受けたときの発言につい

ての報道がございました。

その厳重注意を受けたときに、NHK前会長が、経緯が公になれば、NHKは存亡の危機に立たされることになりかねないという強い危機感を発せられたことが、先般の参議院総務委員会で森下現会長からの御発言で確認をされました。

このことにつきまして、高市大臣から一言、このをお聞かせいただければと思います。

○高市国務大臣 NHKの経営委員会においては、これまでの国会での御質疑などを踏まえまして、先月二十四日に一連の経緯を説明する資料を取りまとめ、公表されました。私も隅から隅まで拝読をいたしました。

その内容につきましては、恐らく、読まれた方々でさまざまな評価があると思います。しかし、経営委員会が先月の十日及び二十四日に時間をかけて議論をしてまとめていただいたと思っておりますので、私は、まず経営委員会の判断を尊重したいと思つております。

ただし、NHKは国民・視聴者の皆様の受信料で成り立つ公共放送でございますので、今後、放送法の趣旨を踏まえて、より高い透明性を確保していただきたいと考えております。

○西岡委員 時間となりましたけれども、この前会長の発言というものは大変重いものがあるといふふうに思ひますので、しっかりと信頼回復に向けた取組を進めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。西岡委員さまざまなことがございました。やはり国民の信頼というものが大変大切だと思いますので、引き続きまして、大臣、いろいろ、大臣からの発言も含めて、大変重いものがあると思いますので、しっかりとお取組をぜひ進めていただきたいと思います。

日本郵便株式会社及び日本郵政株式会社においては、認可した事業計画に沿つて着実に業務を実施していただきたいと存じます。そこで、大臣からの発言も含めて、大変重いものがあると思いますので、しっかりとお取組をぜひ進めていただきたいと思います。

○大口委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 共同会派立国社の吉川元です。私からも新型コロナについて何点かお聞きをしました。

まず、三月十九日に専門家会議が取りまとめた提言について何点かお聞きしようと思ったんですが、昨日、専門家会議がまた新たに次の会議が開催をされて、そこで新たな状況の分析、そ

して提言が四月一日付で出されております。ですから、通告したものと少し、若干質問内容が変わりますけれども、何点かまず確認をさせていただきたくというふうに思います。

三月十九日の日の提言では、地域ごとの対応ということで、三つの地域、いわゆる状況を出した。

このことにつきまして、高市大臣から一言、このをお聞かせいただければと思います。

○高市国務大臣 NHKの経営委員会においては、これまでの国会での御質疑などを踏まえまして、先月二十四日に一連の経緯を説明する資料を取りまとめ、公表されました。私も隅から隅まで拝読をいたしました。

その内容につきましては、恐らく、読まれた方々でさまざまな評価があると思います。しかし、経営委員会が先月の十日及び二十四日に時間をかけて議論をしてまとめていただいたと思っておりますので、私は、まず経営委員会の判断を尊重したいと思つております。

ただし、NHKは国民・視聴者の皆様の受信料で成り立つ公共放送でございますので、今後、放送法の趣旨を踏まえて、より高い透明性を確保していただきたいと考えております。

○西岡委員 時間となりましたけれども、この前会長の発言というものは大変重いものがあるといふふうに思ひますので、しっかりと信頼回復に向けた取組を進めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。西岡委員さまざまなことがございました。やはり国民の信頼というものが大変大切だと思いますので、引き続きまして、大臣、いろいろ、大臣からの発言も含めて、大変重いものがあると思いますので、しっかりとお取組をぜひ進めていただきたいと思います。

日本郵便株式会社及び日本郵政株式会社においては、認可した事業計画に沿つて着実に業務を実施していただきたいと存じます。そこで、大臣からの発言も含めて、大変重いものがあると思いますので、しっかりとお取組をぜひ進めていただきたいと思います。

○大口委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 共同会派立国社の吉川元です。私からも新型コロナについて何点かお聞きをしました。

まず、三月十九日に専門家会議が取りまとめた提言について何点かお聞きしようと思ったんですが、昨日、専門家会議がまた新たに次の会議が開催をされて、そこで新たな状況の分析、そ

から地域が三分類のどこに当たるのか教えてほしいといった要望があることや、また、前提となる地域の蔓延状況等の判断をする際の国、都道府県共通のフォーマットとなる考え方が対外的に示されていないなどの課題が指摘されたところでございます。

このため、四月一日の提言では、地域ごとの蔓延の状況を判断する際に考慮すべき指標をいたしました。新規確定患者数、リンクが不明な新規確定患者数、帰国者・接触者相談センターの相談票の数項目、PCR検査等の件数及び陽性率の各項目を掲げるとともに、地区区分につきましては、これらの各種指標や近隣県の状況などを勘案して判断されるものとしてるものでございます。

○吉川(元)委員 いや、私が聞いたのは、二つの区分。一つ目と三つ目はいいんですよ。漢字だけ書くのか、そこに平仮名をませて書くのかというぐらいの差で、それほど違和感はないんですね。けれども、二つ目のやつが、十九日の段階では、収束に向かい始めている、あるいは一定程度おさまつてきていて、つまり傾向なんですよ。一方で、今回の四月一日のやつは、確認をされてい

るところになると、これは意味合いが少し違うことになるなど、これは意味合いが少し違うのかなというふうにも感じるんですが、ちょっともうきょうは時間がないので、また改めて別の対応に関する基本的な考え方、クラスターの連鎖の防止を図つていくための対策を、地域の感染状況について整理したものでございます。

機会にその点については聞きたいというふうに思っています。

それで、より詳細な、いろいろな指針といますか指標みたいなものを今回、四月一日に出していただいたということで、自治体も、より判断をする基準というものが明確になつて、前回よりはなつてきているんだろうというふうに思います。

ただ、一方で、例えば感染拡大警戒地域といところには、一週間前と比較して大幅な増加が確認されている、大幅などといふ非常にこれは、人によつては、何をもつて大幅と言ふのか、率なんか数なのか。例えば、前の週が三人だったのが八人にふえたらこれは大幅と言ふのか。あるいは、百人だったのが累計で百五十人になった、五十人ふえた、だけれども率ではそこまで、率は低いわけですから、これは大幅と言わないのである。

辺が、非常にわかりにくい部分もまだ残つてゐるところについては、よりわかりやすい形で、問合せ等々も出てくると思いますので、厚生労働省としても詳しい内容を、中身について、ぜひとも、より詳しい内容を、中身について、ぜひとも、各地方自治体に、こうですよといふことも含めお示しいただければ、より助かるのではないかというふうに思います。

もう一点、今回かなり詳細に提言は地域区分について書かれております。前は半ページ程度だったんですけども、今回は、二ページ半にわたつて、いろいろな指針、指標のことから、こういう状況になればこうですといふのを書かれてます。これが基本的に地方自治体が判断することなのが、かなり今回明確に書かれています。例えば、感染拡大警戒地域では、十名以上が集まる集会、イベントへの参加を避けることなどといふになつておりますけれども、確認地域では、五十名以上が集まる集会、イベントへの参加は控えることなどといふになつていています。

そうしますと、うちの地域は拡大警戒地域なの

かあるいは認可地域なのかによって、例えば自治会等々でいろいろな、今、自治会の総会をどんどん先送りといいますか延期しているところ

もたくさんありますけれども、この区分によつて各地方自治体も含めた対応が異なつてくると思うんです。

この場合、例えば、全県を一つとして考えて、か、こういう判断というのは基本的にどこに行うことになるんでしょうか。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申しました、地域ごとに蔓延の状況に関して五項目御説明させていただきましたが、各項目を考慮し、また、近隣県の状況などを総合的に勘案して、各都道府県においてその状況、どの区分に入るのかということは判断していくだくという

ことだらうと思つております。もちろん厚生労働省としても相談に乗るということではござりますけれども。

その際の具体的な対象範囲でござりますけれども、都道府県知事の判断によるところはございますけれども、必ずしも都道府県の単位に限るものではありませんので、これも地域の実情に応じて御判断いただけるものといふに考えて

いるところでございます。

○吉川(元)委員 そうしますと、今の答弁によりますと、都道府県のみならず、例えば市町村において、うちの市はこうだといふように設定といふますか、それはできるという理解でよろしいんでしょうか。

○吉永政府参考人 感染症の関係ですので、ある程度広域的に人の移動などがござりますので、特定の地域、市町村ということになるかどうかなど、なぜかといいますと、何ができるかといふことが、かなり今回明確に書かれています。例えば、感染拡大警戒地域では、十名以上が集まる集会、イベントへの参加を避けることなどといふになつておりますけれども、確認地域では、五十名以上が集まる集会、イベントへの参加は控えることなどといふになつていています。

いくということはあり得るだらうといふうに

思つております。

○吉川(元)委員 それに関連してなんですかけれども、これも学校の関係です。

これも、ガイドライン、もともとは、三月の二十四日に出されていた教育活動の再開等についての通知で、きのうの専門家会議を受けてだと違うんですけども、新たにこの文書が発出され、ガイドラインが発出をされております。

きのう通告した際にはまだ四月一日は出ていたので、出でているということで、それを前提に、四月一日が出たということで、また質問が少しづわると思つんでますが、三月二十四日の通知、それから一日の通知、一番最後のところに、参考

資料という形でポンチ絵が示されております。それで、感染者が判明した学校、三月二十四日の段階ではそれだけだったんですけども、感染者者がいない学校も含めて、地域でどうするのかと省としても相談に乗るということではござりますけれども。

その際の具体的な対象範囲でござりますけれども、都道府県知事の判断によるところはございませんので、これも地域の実情に応じて御判断いただけるものといふに考えて

いるところでございます。

○吉川(元)委員 そうしますと、今の答弁によりますと、都道府県のみならず、例えば市町村において、うちの市はこうだといふように設定といふますか、それはできるという理解でよろしいんでしょうか。

○吉永政府参考人 感染症の関係ですので、ある程度広域的に人の移動などがござりますので、特定の地域、市町村ということになるかどうかなど、なぜかといいますと、何ができるかといふことが、かなり今回明確に書かれています。例えば、感染拡大警戒地域では、十名以上が集まる集会、イベントへの参加を避けることなどといふになつておりますけれども、確認地域では、五十名以上が集まる集会、イベントへの参加は控えることなどといふになつていています。

いくということはあり得るだらうといふうになつていています。

しょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

臨時休業を行なうかどうかについては、感染の事実や感染者の人数のみで判断するのではなく、個別の事案を見ながら、校内で既に感染が拡大しているおそれや今後拡大するおそれについて都道府県等の衛生主管部局と十分に相談し、臨時休業を行なうかどうかを判断していただくことになります。

具体的には、先ほど委員が御指摘になりましたが、感染者が学校内でどのような活動を行なつたか、感染者が不特定多数との接触があつたかど

うか、地域における感染拡大の状況、感染経路が明らかであるかどうか、そついたものを参考に感染リスクを判断することが必要だと考えておりまして、昨日の通知の趣旨は、三月二十四日に発表した臨時休業のガイドラインを改定し、当該学校における臨時休業実施の有無を判断するに際しての具体的なポイント、すなわち、例えば、当該感染者の症状の有無とだけ三月二十四日の段階では書いておりましたが、それが、症状が出た状態で登校したか否かなど、より具体的にガイドラインを改定したということと考えておりまして、特段その考え方へ変更はない、これを参考に、学校の設置者におかれでは、地域の衛生主管部局と相談し、適切に御判断いただきたいと考えているところでございます。

つまり、まずお聞きしたいのは、設置者は、古い通知のときには、まず自分たちでいろいろな接觸者の多寡とかそういうものを考慮して、その後で都道府県の衛生主管部局と十分に相談をするといふになつていて。新しい方は、確認をます衛生主管部局を行つた上で、これらの点について総合的に考慮してといふになつていて。新しい方は、確認をして、都道府県全体、一つの都道府県ということで、都道府県全体、一つの都道府県といふ

以上でござります。

○吉川(元)委員 いやいや、そもそも、今の答弁、僕がちょっと最初の質問で、間違つて最初言つちやつたんですけれども、当該感染者の症状の有無というの三月二十四日には書いてあるんです。四月一日には書いてないんです。そのことは。四月一日、きのう出された通知では、ほぼ同じ文言で、違ひがあるとすると、今言つた、三月二十四日には、当該感染者の症状の有無といふ

がます一番最初に書かれているんですけども、それがすつぱり四月一日は落ちているといふうになつていています。ですから、これは、当該

染者の症状の有無については確認する必要はない。

といふことと、これは遅いか出でているわけです
元は「ハガ開いた」は、必ず其の行三三

ういう書きぶりが変わったのかというのは非常に疑問に感じるんですけれども。――三二二、三二三。

五、六、七の、三つは主に保険対応ができる機関ですけれども、これはどこがどのぐらいふえていくんでしょうか。

費用の自己負担分を補助することに伴いまして、医療機関は行政との委託契約が必要になるという部分で、契約の事務手続が若干滞っている部分があるということ、あと、まだ、検体を民間検査機関まで搬送する際に、コロナウイルスは危険なうつ病で、まつ毛三重の困りども心配になる

部局のかわり方なんです。
古い通知では、今言ったような、当該感染者の
症状の有無、学校内における活動の態様等々、五
つぐらい書かれているんですけども、これを設
置者は総合的に考慮し、そしてその上で、都道府
県等の衛生主管部局と十分相談をして、学校をど
うするか、どう対応するかを決めていくことになります。

アラベスク

ほかにもつと聞かなきやいけな

三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六

て必要な患者にPCR検査を適切に実施するため

ますけれども、学校内における活動の態様等々について確認をしつつ、これらの点を総合的に考慮し、そして学校を休みにするかどうかというのを決めていくというふうに書かれていて、この都道府県等の衛生主管部局のかかわり方が変わっているんですけれども、これは変わっているという理解でいいんですか。

よ。だから、明らかに書き方が変わっているんです
て、学校をどうするかというふうに書いている。

いんですね。
いわゆる保険適用、三月六日からスタートした
んですが、これはほとんどふえていない。全体で
わずか、保険適用の検査部分は五・五%。それか
ら、三月後半の今に、三月六日までは

○吉川(元委員) もう時間がないのであれなんども、非常に保健所が今疲弊をしております。いろいろな電話がかかつてくるんですけれども、クレームを含めて電話がかかってくる。体制を含めて整備が必要だ、補充が必要だ、予算が必要だ

今現在一番新しい数字 きのう聞いたところでは、PCR検査は一日当たり九千件の調査能力

点については、どういうふうな理由があつてこう

○吉永政蔵参考人 委員御指摘のとおり、今般の

作を起る方にはいられないのである。

とめでおられますか

住民の相談対応や積極的疫学調査等におきまして

は、これはよいことだというふうに思うんです

用がなきればゆりまゝ、医師が検査を必要と判

いまで、これに住むとして、これの業務地アリ

しようか。

となく、医療機関が民間の検査機関に直接依頼を

二のため、先般、各自日本に対しまして、帰国

一 國二月藥料石 23月 二 三月 桃料石 三 一
土地石 三开 23行 吳建行、田の田 23呂開金石機

す

要となる人員につきまして、退職者の再雇用も含

めた非常勤職員の雇用に係る経費の助成を行つて、いるところでございます。また、職員の拡充に関する取組例といたしまして、管内市町村や教育関係機関、医療機関等の協力を得て、専門職員の応援派遣等による体制整備が考えられることでござります。こういったものを示しまして、必要な体制整備を促しているところでございます。

このような取組を通じまして、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして各保健所が必要な体制整備を行うことができるよう、今後とも支援をしてまいりたいと考えてございます。

○吉川(元)委員 本来は大臣にも聞きたかったんですけども、地方の保健所、本当にもう疲弊しています。電話も受け付けて、地方衛生研に送るための検体の確保も保健所がやっています。電話の中には、本当にクレーム、あるいはマスクはないのかというような、こういう話まで来ているわけで、ぜひこの点、総務省としても十分配慮をいたい、対応をお願いしたいということを最後に申し上げて、質問を終わります。

○大口委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

コロナからちょっと話題はかわりまして、私の地元の愛知県の岡崎市の特産品であります八丁味噌というのがあるんですけども、これに係る問題と総務省の行政不服審査会とのかかわりについて質問をさせていただきたいと思います。

八丁味噌というのは、語源は、岡崎城から西へ八丁、八百七十メートル行ったところで長年、何百年もつくられてきたということでありまして、巨大な木のおけに石を山積みにして、水も熱も加えずに丸二年かけて熟成されるみそでございます。

農水省にG.I.、地理的表示保護制度という制度がありまして、ブランドを国際的に保護するような趣旨の制度なんですが、これをめぐってちょっとトラブルが起こっているところであります。というのも、岡崎には二社、八丁味噌をつくる会社があるんですが、このほかに、近年、ここ数

十年ですが、愛知県内に、類似品といいましょうあるのですから、この間でG.I.のとり合いになりました、こういうことであります。結論が完全にあります。これが、私は世紀の失政だというふうに申し上げておりますけれども、要するに、元祖岡崎の二社だけが登録が外れて、その他の県内のみそメーカーの組合が登録されたということでありまして、これは法的な効力も結構あります。既にEUとの間では協定が発効しておりますので、EUでは元祖の二社は八丁味噌という名前を使えない。それから、これも数年、あと六年ぐらいしますと国内でもこの効力が効いてきて、国内でも元祖二社は八丁味噌を名乗れなくなるというような懸念があるわけであります。

このことに對しましては、当然ながら、元祖二社から不服審査請求が出まして、農水省はそれに對して、不服審査請求を棄却するという方針だったんですが、これを総務省の行政不服審査会にかけたところ、農水省の判断については現時点で妥当でないという答申が出されたということでありました。

○加瀬政府参考人 お答え申し上げます。この答申の趣旨について、総務省から御説明ください。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

この答申の趣旨については現時点で妥当でないといふことであることは承知しておらないといふところでございます。

○杉中政府参考人 お答え申し上げます。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

この答申の趣旨については現時点で妥当でないといふことであることは承知しておらないといふところでございます。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

この答申の趣旨については現時点で妥当でないといふことであることは承知しておらないといふところでございます。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

この答申の趣旨については現時点で妥当でないといふことであることは承知しておらないといふところでございます。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

この答申の趣旨については現時点で妥当でないといふことであることは承知しておらないといふところでございます。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

この答申の趣旨については現時点で妥當でないといふことであることは承知しておらないといふところでございます。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

この答申の趣旨については現時点で妥當でないといふことであることは承知しておらないといふところでございます。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

この答申の趣旨については現時点で妥當でないといふことであることは承知しておらないといふところでございます。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

この答申の趣旨については現時点で妥當でないといふことであることは承知しておらないといふところでございます。

榜するような、そんな名称にする必要はないじゃないかというふうに思うんです。

もうちょっと第三者性というものにこだわった、こういうことがあります。結論が完全にあります。それが、なぜ第三者機関が必要とされて、今までの行政不服審査会が設置されているんでしょうね。第三者機関たる審査会が答申を出した。それを受けて、実は、つい先日、三月二十五日、農水省にも今度は第三者委員会というのがつくれられて、そこで改めて検討するなんという話になつていてるんですが、この第三者性について問い合わせたいと思います。

その前提として、審査会が答申をしたことに対する回答として、審査会が答申をしたことに対して、また当該処分なり審査庁が、つまり今回でいうと農水省が第三者委員会というのを設置する、こういうケースというのはあるんですか。あるいは想定されているんですか。

○三宅政府参考人 お答えいたします。

総務省といたしましては、個々の審査請求への対応については把握をしておりません。したがつて、御指摘のような事例は承知しておらないといふところでございます。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

総務省といたしましては、個々の審査請求への対応については把握をしておりません。したがつて、御指摘のような事例は承知しておらないといふところでございます。

○杉中政府参考人 お答え申し上げます。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

総務省といたしましては、個々の審査請求への対応については把握をしておりません。したがつて、御指摘のような事例は承知しておらないといふところでございます。

<p>に不服審査会を置くという選択肢も議論としてはあり得たと思うんですけれども、やはり各省庁に置くということじやないかなつたんですね。</p> <p>○三宅政府参考人 そうした議論もあり得るところでありますけれども、行政の効率性といった点に鑑みますれば、一つにして集中的にやつた方がいいのではないかということだと思います。</p> <p>○重徳委員さて、第三者機関たる行政不服審査会なんですけれども、これは、単に第三者 第三者といふだけじゃなくて、それを担保する仕組みがちゃんと法律上位置づけられていますね。この仕組みについて御説明いただけますか。</p> <p>○三宅政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>不服審査会は、第三者の立場から、審査院である大臣等の判断の適否、これを審査する機関であるということでございまして、その委員は、行政不服審査法第六十九条第一項、こちらにおさまして、高い独立性、中立性を担保するために、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得た上で任命するということにされております。</p> <p>また、運用上も、委員が利害関係のある事件に関与することがないよう、委員会の運営規則における除斥の手続が定められているというこの人は排除する、その除斥ですか。</p> <p>○重徳委員 今、ちょっとよく聞こえなかつたんですが、除斥の手続ですか。要するに、何かおかしくなって、除斥の手続が定められているというこの人は排除する、その除斥ですか。</p> <p>○三宅政府参考人 失礼しました。</p> <p>委員が、事件に関して利害関係があるといったような場合につきましてはその委員が関与しないというようなことで、排除をするということでござります。</p> <p>○重徳委員 その他、私の方から紹介しますけれども、法律上、行政不服審査会の委員には守秘義務がかかっています。ここには罰則もかかりますね。それから、政治的な中立性も法律上規定され</p>
<p>ている。それから、ほかの業務と兼ねちゃいけないといよ、これも中立性でしようか。そういうふうな規定がありまして、全体として、今御答弁いただいた高さ独立性とか中立性が担保されているという、じゃ、一応確認します。そういうことでよろしいですか。</p> <p>○三宅政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>委員の御指摘のような総合的な規定をもつて、そのようなことが担保されていると思います。</p> <p>○重徳委員 言いたいのは、このたび農水省に設置された第三者委員会というの、名ばかりの第三者委員会であつて、実際の第三者性を担保していると思います。</p> <p>○三宅政府参考人 仕組みというのはおよそないんじゃないかということがあります。</p> <p>三月二十四日、農水委員会でも私は局長答弁で確認させていただきたわけですけれども、農水省のこのたびの第三者委員会は五人で構成されています。このたびの第三者委員会は五人で構成されています。農水省のG.I制度のガイドラインの作成をされた、それがどうで、もちろん有識者ですし、専門性の高い方などは、もちろん有識者です。農水省の思いであつて、やはり第三者と言つては、客観的に見て、この方は、いや、その両組合との利害関係がないのは当たり前の話であります。今回は、やはり農水省の判断について総務省行政不服審査会からいかがなものかという側面もあるわけですから、やはり農水省の判断についても、農水省がこれまでとつてきた、行つてきた検討についても客観的に見ることのできる、そういう方でなければ第三者は言ひがたい。</p> <p>別に、第三者委員会という名前をつける必要もなければ、第三者的である必要もないと思うんですね。だって、農水省が判断しようとしていることに對して、いろいろと補足的にアドバイス、意見をもらひながら進めるというわけですから。これが専門家委員会とかいう名前だったら、それは</p>
<p>○杉中政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>第三者委員会で取りまとめを行うということになると思いますけれども、文書の形で取りまとめなるのかを含めて、その方法については第三者委員会で決定することになります。</p> <p>○重徳委員 第三者委員会で検討するということですが、この事務局はどこがやつてあるんですか。</p> <p>○杉中政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>第三者委員会で取りまとめを行つて、それが専門家委員会の事務局につきましては、設置要領において、農林水産省の食料産業局が行つておられます。具体的には、知的財産課が担当しております。</p> <p>○重徳委員 知的財産課ということであります。非常に、ちょっとと語尾が聞き取りにくいくらい歯切れの悪い答弁でございます。やはりきちんと、第三者委員会なんという名前をつけたのはあるんでしょうか。</p>
<p>ないかとか、いろんな指摘を逆に受けかねないと思つてますよ。</p> <p>そういう意味で、この名前を変えるべきじゃないかなんという議論を農水委員会でもやりました。改めて、きょうは、その答申というものについても質問したいんですけど、ちょっと時間の関係で、農水省だけ聞きます。農水省の第三者委員会、これは行政不服審査会のよう答申のようものを出す予定はあるんですか。</p> <p>○杉中政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>第三者委員会におきましては、総務省行政不服審査会から指摘のあつた事項について、複数回の会合で調査検討した上で、最終的な取りまとめをいただくというふうにしております。</p> <p>なお、その調査検討の取りまとめに関する具体的な方法、内容については、今後、第三者委員会においてお決めいただくことになるというふうに承知しております。</p> <p>○重徳委員 取りまとめの文書はつくる方針なんですか、どうなんですか。ちょっとほつきりしなかつたんですが。</p> <p>○杉中政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>第三者委員会で取りまとめを行つて、それが専門家委員会の事務局につきましては、設置要領において、農林水産省の食料産業局が行つておられます。具体的には、知的財産課が担当しております。</p> <p>○重徳委員 知的財産課ということであります。非常に、ちょっとと語尾が聞き取りにくいくらい歯切れの悪い答弁でございます。やはりきちんと、第三者委員会なんですか。</p>

委員の御発言の中にもございましたが、さまざまな業種、またさまざまな規模、中小、小規模、また個人事業者やフリーランスの方々から多くの声が寄せられているのは経産省としても把握をしております。

そして、先ほど西岡委員からの御質問に対しても、中小企業厅からも類似の御答弁があつたかとは思いますが、今回、無利子無担保、これを政府系、金融公庫等でやつておりますが、更に民間にも延ばしていく。ただし、これから先の見通しが立たない中で、借りたくても、そこはやはりちゅうちょする、これが本音の声だとも認識をしております。

これから、しっかりと事業を持続、継続せざる、そして雇用も維持をしていただくために、中小企業、小規模事業者、フリーランスの方々にも迅速に届くような給付金、これを検討しておりますので、一日も早く具現化できるように、鋭意専心努力をしてまいりたいと思います。

○橋本副大臣

お答えをいたします。

厚生労働省といたしまして、雇用を守つてい

くということは大きな課題だ、そして果たさなければならないことだというふうに思つております。

その上で、委員から御指摘をいただきました雇用調整助成金につきましてですけれども、本来は

中小企業三分の一、大企業二分の一という助成率でございますが、これにつきまして、四月から、雇用調整助成金の助成率について、解雇等を行わ

ず雇用を維持する企業に対して、正規雇用、非正規雇用にかかるらず、中小企業では九〇%、大企業でも七五%に引き上げるというところにしたところでござります。

また、二ヵ月もかかるないようにというお話をございましたが、その事務処理体制の強化、手続きのさらなる簡素化などを進めることで、迅速にできるように、そうしたことを取り組んでいきたいというふうに思つております。

とでござりますけれども、小学校などの臨時休業などに伴いまして、子供の世話をを行うために仕事を休まざるを得ない保護者を支援するため、正規雇用、非正規雇用の方だけではなく、個人で委託を受け仕事をする予定であつた方、これは個人事業主あるいはフリーランスと呼ばれる方も当たらない中で、借りたくても、そこはやはりちゅうちょする、これが本音の声だとも認識をしておりまます。

今後、対象となる休暇取得の期限を延長いたしましたして、令和二年六月三十日までの間に取得した休暇等についても支援をしていくということを考えております。

また、収入の減少等によりまして当面の生活費が必要な方については、生活福祉資金貸付制度に特例を設けまして、従来の低所得世帯の要件を緩和し、償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる、このようにしてしております。

また、厚生年金保険料等の納付を猶予する仕組みにつきましてですけれども、これは現場で柔軟かつ適切な対応が行われるように、原則として一年は納付を猶予するとともに、担保を提供できることが明らかな場合を除き担保を不要とするなど、審査の簡素化、迅速化などを行つているところでござります。

こうした支援によりまして、国民生活にとって最も重要な雇用をしっかりと守つてまいりたいと考えております。

○本村委員

ぜひ、力強く一層支援を強めていたただいたい、そして早急に出していただきたいといふことを強く求めておきたいというふうに思いました。

ウイークもほとんど予約はない。

あるホテル旅館生活衛生同業組合さんがアンケートをとられたんですけど、昨年三月と比べ、売上げが六〇%以上減少、ここには八〇%以上減少のホテル、旅館も入っているんですけども、そこが七三・九%にも上つております。先が見えない中で、売上げがないのに固定資産税などを払わないといけない、やつてほしいのは固定資産税の減免だ、猶予ではなく減免だというお声でございます。

固定資産税というのは自治体の基幹税でござりますので、判断は自治体ということになつてしまいりますけれども、固定資産税の減免に踏み切れるようになります。国が税収の大穴があかないよう財政措置、財政支援をして、固定資産税の減免に踏み切れるようになります。補正予算なども盛り込んで、ぜひ早急にやっていただきたいと思いますけれども、総務大臣、お願いしたいと思います。

○高市国務大臣

まずは、三月十八日に、地方税法に基づく微取猶予などの措置を、納税者の置かれた状況に十分配慮して、適切に対応していただきよう、通知を发出して各地方団体に要請をいたしました。

それから、固定資産税の減免については、これも官邸で業種別にヒアリングをずっと続けておりました中で、特に旅館、ホテル業の皆様から強い御要望がございました。この事業継続支援などの観点からの御要望でございますが、現在、与党の税制改正プロセスにおいて検討中であるという状況でござります。

総務省としましては、この固定資産税は、おつしやるとおり地方の基幹税でございますので、仮に減免といった場合にも、地方団体の財政運営には支障が生じないように、適切に対応させていただきます。

○本村委員

ぜひこれも早急に減免できるように支援をしていただきたいというふうに思います。

観光業でいろんな声を聞いているんですけども、先ほど挙げましたところとは別の県なんですねけれども、あるホテルでは客室九〇%から二〇%台になつてしまつた、レストランは一日平均百二十人だったのが十人になつてしまつた、会場、会議室はゼロになつてしまつた、ゴールデン

温泉関係の方からは、上下水道の料金の減免を

求められる声も出でております。

災害の被災者の方の減免をできるようについてございました。

そこで、私は從来も求めておりましたけれども、やはりこういう危機ですから、水道事業者が減免に踏み切れるよう、温泉関係の方々を含め、事業継続できるよう財政支援をするべきだといふふうに思います。これは、厚生労働省と国土交

運省、お願いしたいと思います。副大臣、お願いいたします。

○橋本副大臣

お答えをいたします。

今、水道事業についてのお尋ねでござりますけれども、水道事業というのは、地方公営企業として、独立採算で経営されているものでござります。そのため、先ほどの以前のお尋ねについても、それを前提としたお答えをしましたが、今回もそれを前提とした答弁をせざるを得ません。

厚生労働省としては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、水道事業者に対する水道料金の支払いが困難な事情がある方に對して支払い猶予等柔軟な対応をするように対応しているところでござります。水道事業者ごとに、その必要性と内容を判断した上で対応いただいておるわけであります。

厚生労働省として、経常的経費に対する財政的支援はこれまでも実施をしていないところでございまして、今後、ただ、支払い猶予等に関する各水道事業者における取組の実施状況を把握し、情

報共有を図るなどの技術的支援につきましてしつかり行つて、対応を働きかけまいりたい、このように考えておるところでございます。

○植松政府参考人 お答えいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、国土交通省では、下水道管理者に対しても、下水道使用料の支払いが困難な事情がある方に対する支払い猶予等、柔軟な対応をしていただくよう要請しておりまして、各下水道管理者が、その必要性と内容を判断した上で対応いただいているところでございます。

また、下水道事業の費用負担については、下水道法では、下水道の設置、改築、修繕、維持管理のうち、設置又は改築に対して国が補助できるとされています。このため、下水道管理者が使用料を減免した場合の補填については国の補助対象となつていてないところでございますが、下水道管理者による支払いや猶予や減免の状況などを踏まえて、引き続き注視し、適切な対応に努めてまいりたいと思っております。

○本村委員 もう既に温泉の旅館などが潰れていますので、ぜひこうした点も、早急な対応をとつていただきたい、支援をしていただきたいというふうに思います。

ホテルや旅館の客室にはテレビがあり、受信料の負担も大変ございます。NHKの受信料も緊急に減免措置をとるべきだというふうに思いました。

NHKの免除基準の中に、「非常災害があつた場合において、免除すべき放送受信契約の範囲おんですけれども、お客さんが急減をし収人が激減をしているホテル、旅館業のNHKの受信料は減免するべきだと思いますけれども、大臣、お願いしたいと思います。

○高市国務大臣 三月三十日に、NHKの前田会長にお目にかかりまして、ホテル、旅館などの中小企業に関しまして受信料の减免を御検討いただきました。

この受信料の减免につきましては、放送法の規定により、NHKが免除基準を定め、総務大臣の認可を受けることとされておりまして、NHKから変更認可申請がなされた場合には、迅速に対応したいと存じます。

○松原参考人 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、多くの世帯や事業所が影響を受けていることは十分承知をしています。

NHKでは、新型コロナウイルスにより影響を受けた皆様から受信料のお支払いに関する御相談を受け付ける窓口を開設し、支払い期限の延期などを受け付けるなどが結んでいます。事業所契約については、一年間支払いがないと割引を受けるなど、事業者との協議をお受けられないというふうになつていますが、この割引の解除期間の緩和などはもう既に実施をしているところです。

新型コロナウイルスの感染が急速に進み、未曾有の状況になつていることから、先ほど総務大臣から答弁ありましたけれども、三月三十日に要請がありました旅館やホテルなどの中小事業者向けの受信料の負担については、検討の要請がなされ

たことを踏まえて前向きに検討してまいりたいと

いうふうに思います。

○本村委員 一刻も早く受信料の减免で事業が継続できるようにしていただきたい、そして働く人を守るようにしていただきたいというふうに思ひます。

次に、学童保育なんですかけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で、学童保育の追加的経費の補助の申請で、申請できなかつたという学童さんが出でております。

そもそも、国の急な一斉休校の要請があり、学童さんは原則開くようにということで国の連絡がしたいと思います。

あり、そして自治体も人が少ない中でばたばたして、そして周知が不十分であった。学童保育の現場では、事務の人もなかなかいないという中で、手いっぱい子供たちを支援してきた。そういう状況が重なつて、今回の補助の申請が間に合わない事態が発生をしております。

三月十日の事務連絡には、事業者に過度の負担をかけないようにということが書かれておりました。人手がない中で必死に子供たちを保育している学童保育さんの申請が間に合わなかった、そういう学童さんへの救済措置を国としてもとるべきだというふうに思います。

少なくとも、自治体が交付申請をした中で救済するということは可能ですねということ、また、マスクや消毒液で申請したけれども人件費も必要だつたという場合、交付された額の中で柔軟に運用して救済するということはできますねということを確認させていただきたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

放課後児童クラブに係る今回の三月の特例措置でございますけれども、小学校の臨時休業によりまして、平日の午前中から開所いただいた場合の加算、それから、マスクや消毒液等の購入費用の助成について、子ども・子育て支援交付金のメニューニュー事業といったまして措置をしたところでござります。

今回の措置では、概算払いでの申請ができると

いうことにしたとともに、申請期限をぎりぎりまでに延長するといった配慮をいたしまして、市町村等の事務負担の軽減を図りながら適切な申請を促してきたところでございます。あくまでも令和元年度予算の措置でございますので、年度内に交付決定、それから市町村への執行といったことを行なうことが必要であるということをございます。

一方、御指摘のございました、もう少し柔軟な運用ができるのかという御指摘でございますけれども、子ども・子育て支援交付金における今回の

メニューにつきまして、事業実績を踏まえて、当初の申請内容と異なる配分で事業所にお支払いをするということも可能となつてございます。

したがいまして、御質問にありましたようなケースにつきましても、交付決定額の枠内であれば、市町村の御判断によりまして、午前中から放課後児童クラブをあけていた場合の人件費等に充てるということは差し支えないというふうに考えております。

○本村委員 改めて救済できることを周知するべきだということも申し述べておきたいというふうに思います。

○本村委員 改めて救済できることを周知するべきだというふうに思います。

次に、名古屋市が、デイサービスをやっている方々に休業要請をいたしました。名古屋市からは、次のような緊急要望が来ております。厚生労働省の方にも届いているというふうに思いますが、それでも、次のように要望されております。

通所介護事業所等は中小規模の事業所が多く、休業等に伴い事業の継続が困難となる事業所が出てくることが予見され、介護保険制度の安定的な運営に支障を來すのではないかと危惧するところです。国におかれましては、今回の本市における対応及び今後のほかの自治体による介護保険指定事業者の休業要請に対し、介護保険指定事業者への補償制度の創設とそれに必要な財政措置を講じていただきたく、特段の御高配をということで緊急要望が来ております。

地域的には風評被害も出ており、利用者さんの減少ということも懸念をされる中で、ぜひ休業補償をしてデイサービスを守つていただきたいといふふうに思いますけれども、副大臣、お願いしたいと存じます。

○橋本副大臣 お答えをいたします。

介護サービスの提供を継続をしていたらといふことは大事なことでございまして、そのための支援策としていろいろな取組は行つてているところでございます。

例えば、介護報酬の特例として、一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも介

○本村委員　ぜひ、現場で踏ん張っているディーサービス事業所が利用者の希望に応じてその居宅を訪問してサービスを提供した場合における介護報酬の算定を可能にしているなど、あるいは、先ほど答弁申し上げました雇用調整助成金、あるいは、これは答弁ありました、無利子無担保を内容とする経営資金融資などの活用ということも可能ということではあります。

こうした特例や支援も活用していただきつつ、さらなる支援策について、現場の御意見、あるいは先生の御意見等も踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

であるということがあれば、症状が重かるうと、あるいは無症状の方もおられます、どの方も入院をするということになつております。これはなぜかというと、要するに、病院に入院していくだけのことです。ことで必要な医療を提供するとともに、医療が必要な場合でも、感染拡大を防ぐためにやつてある目的です。

そういう意味で、入院は、しかし、重症の方がふえていけば、そちらの方を優先したい、なのですが、無症状の方は宿泊施設ということでも私たちは考えているところでございますし、感染を拡大しないという目的に沿つた話でございますので、それを地方自治体が行う場合について、どうそれ

示で、市長選挙がとり行われます。実は、現職の方に對して、私たち大阪維新的会が公認決定をさせさせていただいている方が、一騎打ちみたいな構図になりそうなことで、今準備を進めておりますが、とにかくこういう事態ですので、ほとんど準備が、準備ですよ、準備ができません。まあ頑張つていますが。

おっしゃるように大変重要な権利でありますから、今大臣がおっしゃったことに違和感はありません。

サービスの皆さん方が潰れることのないよう事業が継続できるよう、さらなる支援をしていただきたいというふうに思います。

今度は愛知県の一時生活施設なんですねけれども、新型コロナウイルスの患者さんで症状があらわれていない方、あるいは軽症の方向けのベッドを、県有の施設、医療機関ではない県有の施設で百床用意するという施策を愛知県は発表いたしました。ところが、そうしたものに対する財政支援は今のところないというふうに聞いております。

感染拡大防止に有効な施策と厚労省も考えているというふうに聞いておりますので、財政措置をしていただくということ、こういう措置でやりますと、訪問診療ということになつて、診療報酬

ついて支援をしていくのかということ、あるいは、その患者の方が、今の定義でいうと入院院では、ないので往診という話になる、そうすると診療報酬がかかるね、御指摘のとおりです。

ただ、先ほど申しましたような目的に沿ってそうしたことを行うということですから、どう取扱いをするのかしつかり考えて、御指摘も踏まえて考えてまいりたいと思っております。

○本村委員 大臣に最後一問やりたいと思つたんですけれども、時間がございませんので、ぜひ地方のさまざまな財政需要に対応して財政支援していくべきだきますよう強く求めまして、質問を終わらせていただきます。

足元で公職選挙法の改正の議論はないと承知して、私はいろいろ議論はしているんですが、今のところ、政府の中にはないということありますが、一方で、東日本大震災のときには特別立法もしたわけでありますから、どういう事態に今後なれば公職選挙法の改正を視野に入れなければならぬと政府はお考えになつてゐるのか、御紹介をいただければと思います。

○高市国務大臣　これまで、選挙期日及び任期を延長する特例法が制定されたのは、阪神・淡路大震災のときです。この法律は、震災による被災地の復興や、公職選挙法の改正を視野に入れたものでした。しかし、この法律が制定された後、選挙権の行使が制限されるなど、多くの問題が発生しました。そのため、この法律は多くの議論の対象となりました。一方で、東日本大震災の際には、特別立法として選挙権の行使が制限されました。これは、震災による被災地の復興や、公職選挙法の改正を視野に入れたものでした。しかし、この法律が制定された後、選挙権の行使が制限されるなど、多くの問題が発生しました。そのため、この法律は多くの議論の対象となりました。ただ、私はこの法律に対する意見は、必ずしも正解ではないと思います。なぜなら、この法律は、震災による被災地の復興や、公職選挙法の改正を視野に入れたものでした。しかし、この法律が制定された後、選挙権の行使が制限されるなど、多くの問題が発生しました。そのため、この法律は多くの議論の対象となりました。ただ、私はこの法律に対する意見は、必ずしも正解ではないと思います。

務省からも通知を幾たびにもわたって出していただいていると承知していますので、そういう通知を踏まえて、それぞれの選挙管理委員会が十分な対策がとれるように、また引き続き国からも御支援をいただきたい、こう思います。

さて、新型コロナでございますが、今、安倍総理が、生活に困つていらっしゃる方々に給付金を支給するという、生活支援のための直接給付のようなことをおっしゃっています。これは、いずれにせよ、お金を配るとすれば、今、少なくとも政府・与党が検討しているこの給付金というのは、申請を起点にしなければ給付はできないと私は理解をしていますが、御認識、いかがでしょうか。

○神田大臣政務官 お答え申し上げます。

となると、患者さんの負担が出てまいります。岡崎医療センターで受けたときは患者さんは料だったわけで、当然ながら、感染防止のためにも患者さんの負担はゼロにするべきだというふうに思いますけれども、これもお願いしたいと思ひます。

○橋本副大臣 愛知県さんの方で、医療機関が重症患者を治療する機能を維持するために、症状がない感染者、軽症者の方などを対象に、一時的に生活が可能な人所施設を開設する、こういう発表をされたことは承知をしております。

そもそも、今は、感染症法によりまして、陽性

○足立委員長 次に、足立康史君。

日本維新的会の足立康史でござります。

まず、きょうはもう厚労省抜きで、厚労省には通告していませんが、新型コロナに係る経済対策等を中心に、総務省の皆様と議論していきたいと思ひます。

その前に一点、選挙ですね。公選法、倫選特等もあるわけでありますが、きょうは選挙部長にもお越しをいただいていますが、できれば大臣から教えていただけたらありがたいです。

要するに、私の地元でも、今週末、四月五日生

震災及び東日本大震災の一例のみでござります。
これは、有権者の把握や施設の確保などの観点から、選挙の管理執行が物理的に困難であったことと、いうことであります。その制定に関しては、選挙の管理執行機関たる被災地の選挙管理委員会からの御要請もございました。

選挙の管理執行が物理的に困難であるという理由につきましては、これはもう選挙権の行使にかかる大きな問題でございますので、各党各会派で御議論いただきたいと存じます。

○足立委員　ありがとうございます。

先般、三月二十八日に總理より取りまとめの御指示があつた緊急経済対策におきましては、感染症収束までの間、雇用の維持と事業の継続に全力を尽くす観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている方々に対して、新たに直接の現金給付を行うこととしておるところでございます。

先生お尋ねの、その具体的な方法ですが、現時点で予断を持つてお答えすることは差し控えたいと考えておりますが、これまでに行ってまいりました商品券事業ないしは現金給付事業については、御指摘のとおり、対象者の方に実際に申請を

いただいた上で支給してきたところでございま

す。

○足立委員 現金給付をする、その現金給付の申請書を送るそれを飛ばすこともできるという意見が与党内にはあると聞いています。

すなわち、普通に考えれば、直接給付の給付申

請書を住民の方、国民の皆さんにお送りする、振り込み希望口座を書いてもらってそれを返送してもらおう、そして、その振り込み指定口座に振り込みを実施する。こういうふうに、郵送して、申請をしてもらつて、そしてアクションする、給付を

する、こういう三段階が普通あるんですね。

これは余り、これも予断を持つて私が申し上げると怒られます、仄聞するところによると、政府・与党は、手挙げ方式といふか、最初に給付申請書を送るところをすつ飛ばして、困っている人

は手を挙げてくださいといふようなことも議論し

ているやにちょっと承知をしています。

ちよつと飛びましたね。いずれにせよ、今、神田政務官から、申請主義みたいな形が基本、少な

くとも過去は基本だったといふ話がありました

が、総務省にちよつと伺いたいんですけれども、

そうしたときに、実は、三日ほど前に自民党的小野田紀美参議院議員が七つの連続ツイートをされています。これはすごいですね、リツイート一萬三千ぐらいいっています。すごい拡散力ですね。

これを見ると、そういう手続、今申し上げたように、住民あるいは国民にアプローチするときに住民基本台帳を使うことになるんだけれども、住民基本台帳を使って何かしようとする、とても大変で、二ヶ月、三ヶ月かかるのよということが書いてあるんです。

総務省、事務方で結構です。これ、そんな大変なんですか、この手続は。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

住民基本台帳の活用については、そもそも住民基本台帳が、各種行政サービスの提供など住民に関する事務の処理の基礎となるものでございます

ので、地方公共団体の事務ということであれば、市町村は住民基本台帳に基づいていろいろな事務

処理をすることは可能でございます。

○足立委員 この小野田紀美さんのツイートを見

ると、いやいや、何かとにかく大変なのである

いんだけれども、とにかく大変だと書いてある。

ただ、私は、現金を給付する事務を一部、自治

体の仕事であるというふうに整理をして、市町村

がやる事務であるということをしっかりと国で整

理をして、そして、もちろん必要な手続、もし議

は手を挙げてくださいといふようなことも議論し

ているやにちょっと承知をしています。

ちよつと飛びましたね。いずれにせよ、今、神

田政務官から、申請主義みたいな形が基本、少な

くとも過去は基本だったといふ話がありました

が、総務省にちよつと伺いたいんですけれども、

そうしたときに、実は、三日ほど前に自民党的小野田紀美参議院議員が七つの連続ツイートをされています。これはすごいですね、リツイート一萬三千ぐらいいっています。すごい拡散力ですね。

これを見ると、そういう手続、今申し上げたよ

うに、住民あるいは国民にアプローチするときに住民基本台帳を使うことになるんだけれども、住民基本台帳を使って何かしようすると、とても大変で、二ヶ月、三ヶ月かかるのよということが書いてあるんです。

総務省、事務方で結構です。これ、そんな大変なんですか、この手続は。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

住民基本台帳の活用については、そもそも住民基本台帳が、各種行政サービスの提供など住民に関する事務の処理の基礎となるものでございます

いのは、住民基本台帳を使うのは市町村の事務でありますと位置づければ足りることであり、予算が必要であればそれは交付税措置をすればいいので、私は、何も問題ない、こう思いますが、ちょっと

と、どうですか。これ、読んでいると思うけれども、ここで言つてはいるような議論を考慮する、こ

れは考慮しろと書いてあるんですよ。僕は考慮す

る必要はないと思うんですが、どうですか。

○高原政務官 参考人 御答弁申し上げます。

委員御指摘のように、住民基本台帳を活用して事務をすることになると思われますが、ちょっと

ちなみに、私ども総務省がかつて実施いたしまし

た定額給付金事業、それから地域振興券交付事業

につきましても、まず、基本的に、国の予算が成

立いたしまして、それから國の方から補助金交付

要綱の決定等通知がございまして、その後、市町

村が補正予算案を可決をする、市町村の方で直ち

に住民基本台帳から給付リストを作成して、それ

をその後、住民の方に御案内などを送つて、それ

だから、だから、住民基本台帳、これは使うこと

になるわけですよ。そのときに、こういう使い方

をしたら、何か時間がかえつてたくさんかかるて

大変だとかいうことは僕はないと思っていて、住

民基本台帳を使うには、内閣がしつかりと、これ

これの給付制度のしかじかの事務については市町村の事務と位置づけて、しっかりと交付税措置等で手当としていけば迅速にできると思います。

ところが、これは、事前にレクで申し上げてい

かたことは答えていただきました。

つまり、自民党的皆さんもぜひよく議論してほ

しいんですけども、いわゆる一律給付、国民に

広く何とか券とか、現金を口座に振り込む、これ

をやろうと思つたら四ヵ月かかるというんです

よ、四ヵ月。今国民が求めていることは、そういうことじやないですよね。

それからもう一つ、そもそも現金給付、だつて

現金給付だつたら皆さんだつて給付を受けるんで

すよ、一律なら。意味ないです。

だから、もし一律に配るのであれば、何か、マ

けていないかもしないけれども。マスク一枚配るんですよ。そうしたら、再び神田政務官にお答

えいただきたいんだけれども、それだつたら、もう政府小切手をいや、もし一律に配るんだつたら、四ヵ月かけていたら意味ないから、もう即座に、住民基本台帳、住民基本台帳も使わなくていいんだ。マスク一枚はどうやって送るかといったら、郵便局の何制度というの、何があるんですよ、ポストにひたすら入れていくというやつ。まあ、しかし、政府小切手をマスクと一緒にポストに放り込むというのもちょっと問題あるね。

問題あるけれども、じゃ、例えば住民基本台帳に載つてある最新のこの住所、ここに政府小切手を送る、要是申請主義じゃなくて。きょう冒頭から議論したように、政府は基本的には申請主義を想定しています、政府・与党は。でも、申請主義は四ヵ月かかるんです。だから、もうわかった、もう手を挙げなくていいですと。ひたすら、とにかく、住民の皆様には広く、外国人はどうするとかは議論がありますが、十円の政府小切手を配る、これが一番迅速だと思いませんか。

もう手を挙げなくていいですと。ひたすら、とにかく、住民の皆様には広く、外国人はどうするとかは議論がありますが、十円の政府小切手を配る、これが一番迅速だと思いませんか。

○神田大臣政務官 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、休業等により収入が減少いたしまして生活に困つていております。定額給付金もそのくらいかかるて

いるという状況でございます。

以上でございます。

○足立委員 ありがとうございます。私が伺いたかったことは答えていただきました。

つまり、自民党的皆さんもぜひよく議論してほしいんですけども、いわゆる一律給付、国民に

広く何とか券とか、現金を口座に振り込む、これ

をやろうと思つたら四ヵ月かかるというんです

よ、四ヵ月。今国民が求めていることは、そういうことじやないですよね。

それからもう一つ、そもそも現金給付、だつて

現金給付だつたら皆さんだつて給付を受けるんで

すよ、一律なら。意味ないです。

だから、もし一律に配るのであれば、何か、マ

スク二枚配るんでしょう、政府・与党。相談を受

けていないかもしないけれども。マスク一枚配るんですよ。そうしたら、再び神田政務官にお答

えいただきたいんだけれども、それだつたら、もう政府小切手をいや、もし一律に配るんだつたら、四ヵ月かけていたら意味ないから、もう即座に、住民基本台帳、住民基本台帳も使わなくていいんだ。マスク一枚はどうやって送るかといったら、郵便局の何制度というの、何があるんですよ、ポストにひたすら入れていくというやつ。まあ、しかし、政府小切手をマスクと一緒にポストに放り込むというのもちょっと問題あるね。

問題あるけれども、じゃ、例えば住民基本台帳に載つてある最新のこの住所、ここに政府小切手を送る、要是申請主義じゃなくて。きょう冒頭から議論したように、政府は基本的には申請主義を想定しています、政府・与党は。でも、申請主義は四ヵ月かかるんです。だから、もうわかった、もう手を挙げなくていいですと。ひたすら、とにかく、住民の皆様には広く、外国人はどうするとかは議論がありますが、十円の政府小切手を配る、これが一番迅速だと思いませんか。

もう手を挙げなくていいですと。ひたすら、とにかく、住民の皆様には広く、外国人はどうするとかは議論がありますが、十円の政府小切手を配る、これが一番迅速だと思いませんか。

○神田大臣政務官 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、休業等により収入が減少いたしまして生活に困つていております。定額給付金もそのくらいかかるて

いるという状況でございます。

以上でございます。

○足立委員 ありがとうございます。私が伺いたかったことは答えていただきました。

つまり、自民党的皆さんもぜひよく議論してほしいんですけども、いわゆる一律給付、国民に

広く何とか券とか、現金を口座に振り込む、これ

をやろうと思つたら四ヵ月かかるというんです

よ、四ヵ月。今国民が求めていることは、そういうことじやないですよね。

それからもう一つ、そもそも現金給付、だつて

現金給付だつたら皆さんだつて給付を受けるんで

すよ、一律なら。意味ないです。

だから、もし一律に配るのであれば、何か、マ

先ほど来先生も同様の思いであるかと存じますが、可能な限り速やかに支援を直接お届けできる方法について検討を急ぎたいと考えておるところでございます。

○足立委員 政府・与党は、一律給付はもう捨てています、捨てていると僕は報道で承知しています。

一律給付であれば、政府小切手を住民登録されているところにどんと送れば、ワンアクションで国民の皆様の手元に、すぐ換金できる、どこの窓口でも、郵便局でも、信金、信組でも、都市銀行でも、地銀でも換金できる小切手を送ることは、僕ができると思うんですよ。できると思うけれども、今御答弁あつたように、今、政府・与党は一律に配るのは考えていないんです。困っている人に配る、でしよう。そうなんです、困っている人に配るんです。私も、いいですよ、それは賛成です。一律は簡単にできるけれども、一律に配るのは適切ではないということで。ただ、申し上げたいことは、一律に配るんだつたら、政府小切手を住民登録されているところに送ればワンアクションで済むから一週間でできる、私はこう指摘をしておきたいと思います。

○神田大臣政務官 お答え申し上げます。

されど、それは置いておいて、じゃ、困っている人、神田政務官、困っている人というのはどうやって審査するんですか。

○神田大臣政務官 お答え申し上げます。

これも先ほど来先生のお言葉にあるように、手を挙げていただく、みずから手を挙げていただくということになるかと思いませんけれども、おっしゃっている意味は生活福祉の給付金の関係なんだと思いますが、そういう形の、手を挙げていただくなるかと存じます。

○足立委員いや、生活福祉資金制度、これは貸付けですね、今政府は給付金の話をされてるから、それは全く別なんだけれども。

その給付金について、困っている人に給付金なんでしょう。本当に困窮されている方は、今御紹介があつた生活福祉資金制度を今拡充していま

す。でも、これは窓口が市町村の社会福祉協議会

です。担当者はそんなにいないです。せいぜい

一日に処理できても十人か、私の三十万都市でも

担当者はもともと一人か二人です。今それをがつ

と寄せ集めて五人の体制で、三十万都市で五人で

すよ。一日に処理できるのが二十件ぐらいでしょ

う、せいぜい。その体制でどこまでこのパンデ

ミックに対応するんですか。

だから、私は、この生活福祉資金制度は、やれ

ばいいですよ、いや、今もうやつてある。既にそ

れでお金を借りることができた方々がいらっしゃ

います。それはすばらしい。でも、やりと竹論と

いうのがあるけれども、社会福祉協議会だつてそ

ういう事態に向けてつくられている制度ではも

もとないわけです。

そこで、僕は、政府・与党、これは小倉先生とか小林先生もいろいろ奔走されているかもしれません

が、これは結構みんな迷惑を深めていますよ、混

ま迷を深めている。どうやつて給付金を配るんだ

うので、もう大混乱ですよ、今。

なぜ困っている人にお金を配るのがこんなに苦

労するかといつたら、小倉先生もツイッターに書

かれていた、マイナンバーが使える状態じゃないか

らです。これは、いや、カードなしで使うんだと

か、あるいは後で使うんだとか、いろいろな議論

がある。だから、僕は事後的に使つたらいいと思

うんですよ。でも、たちまち来週使えないです

よ。何か、カードなしで使うとかいう議論がある

んですか、それはいろいろ議論したらいい。

○井上(一)委員 井上一徳です。

私も、新型コロナウイルス感染症に伴う、特に地

方経済、この悪影響が本当に日々日々拡大して

おりますので、これに対応する対策について質問

をしたいと思います。

私の地元京都北部を回つても、本当に日に日に

状況は悪化しております。本当に深刻な声が聞

こえてまいります。それで、総理もこの間、来週

に緊急経済対策を取りまとめて、前例にとらわれ

ることなく思い切った措置を講じていく、こうい

うふうに言わっていますので、地方の経済対策に

ついても思い切った経済措置をとつてほしいとい

うことで質問をさせていただきます。

その前に、まず、特に今の地方の経済の状況、

これについて簡潔に御説明していただきたいと思

います。

○茨木政府参考人 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は経済全般にわたつ

て甚大な影響を及ぼしておりまして、我が国の景

気は急速に厳しい状況になつてござります。特

に、人の移動が縮小する中、地域経済にも多大な

影響が生じてているところでござります。

各地域におきまして、景気に敏感な職場で働い

ている方々の景気判断について調査をしておりま

すけれども、これで見ますと、景況判断が

ね、これをやろうと提案します。

ただ、ポイントは、三年間据置き。パンデミックが収束した後に、この三年間の間にマイナンバーと資産と収入をひもづけていただく。ひもづけた方が、それを全部ひもづけた上で審査を受け、通つたら給付に切りかえる、すなわち免除する。こういう、事後マイナンバーひもづけ審査給付切りかえ貸付制度というのをきょう提案しますので、ぜひ、政府・与党、しっかりと御協議をいただいて実現をさせていただきたいと思いますので、御指導をよろしくお願いします。

以上です。

○大口委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 井上一徳です。

私も、新型コロナウイルス感染症に伴う、特に地

方経済、この悪影響が本当に日々日々拡大して

おりますので、これに対応する対策について質問

をしたいと思います。

私の地元京都北部を回つても、本当に日々日に

状況は悪化しております。本当に深刻な声が聞

こえてまいります。それで、総理もこの間、来週

に緊急経済対策を取りまとめて、前例にとらわれ

ることなく思い切った措置を講じていく、こうい

うふうに言わっていますので、地方の経済対策に

ついても思い切った経済措置をとつてほしいとい

うことで質問をさせていただきます。

その前に、まず、特に今の地方の経済の状況、

これについて簡潔に御説明していただきたいと思

います。

○茨木政府参考人 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は経済全般にわたつ

て甚大な影響を及ぼしておりまして、我が国の景

気は急速に厳しい状況になつてござります。特

に、人の移動が縮小する中、地域経済にも多大な

影響が生じているところでござります。

各地域におきまして、景気に敏感な職場で働い

ている方々の景気判断について調査をしておりま

すけれども、これで見ますと、景況判断が

リーマン・ショック時並みの低い水準ということになつております。特に飲食業、小売業、ホテル、旅行代理店等の方々からは、非常に厳しい状況であるというようなコメントが多数寄せられております。

また、先行きにつきましても、感染症の影響によ

るより厳しい状況が続くというふうに見込まれてお

ります。まずは感染拡大を防止し、その流行を

早期に収束させるということとともに、事業、雇

用の維持、生活を守るということに全力を挙げて

まいりたいと考えております。

○井上(一)委員 今、リーマン・ショック並みと

いうことでしたけれども、私はもうはるかにリーマン・ショックを凌駕する悪影響になつている

と思います。

それを踏まえた上で、今、政府として思い切つた経済対策を策定中だと認識しておりますけれども、どのような方針で今取りまとめてを行われておられるか。特に、地方対策についてどのような方針で取りまとめを行われているか、御説明ください。

○井上(一)委員 今、リーマン・ショック並みと

いうことでしたけれども、私はもうはるかにリーマン・ショックを凌駕する悪影響になつている

と思います。

それを踏まえた上で、今、政府として思い切つた経済対策を策定中だと認識しておりますけれども、どのような方針で今取りまとめてを行われておられるか。特に、地方対策についてどのような方針で取りまとめを行われているか、御説明ください。

○井上(一)委員 私の認識は、もう今の状況とい

うのは、江戸時代でいうと歴史的な大凶作、そ

ういうことだと思つんです。歴史的な大凶作のとき

に、人々は、年貢は当然払うことはできないし、あすの生活もどうなるかわからない、そういうような状況だと思います。そういうときに年貢を取るのかということなんです。

私は、もうこういう危機的状況であれば、まずは税金、こういったものは支払い猶予にする、あるいは免除にする、それから生活給付金を支給する、こういうことで、新型コロナウイルス感染が収束するまでは、私自身は、消費税をゼロにする、そして、特に生活に困っている方を対象に、一時金で十万円ということではなく、毎月十万円程度支給する、それぐらいの思い切った措置が必要じゃないかと思っています。

それで、資料を配っておりますけれども、リーマン・ショック後の経済対策と主な地方関連施策ということで、リーマン・ショックの後も政府の方としていろいろな施策がとられております。平成二十年の九月にリーマン・ショックは起きましたが、その後の十月三十日には、地域活性化・生活対策臨時交付金として六千億円。そして、平成二十年の十二月十九日に決定し、これは当初予算ですから、三月二十七日に成立した予算、この中では、雇用創出等のための地方交付税増額、特別加算、別枠加算ということで一兆円。そして、平成二十一年の四月十日には、経済危機対策として、地域活性化・公共投資臨時交付金一兆三千七百九十分円、プラスして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金として一兆円。これを單純に足しても、四兆円、それぐらいの規模になるわけです。

私は、総理が思い切った措置を講じるというふうに言われているのであれば、今時点できれいに四兆円規模の経済対策を打ち出すべきだと思うんですけども、この辺は高市大臣、いかがお考えでしょうか。

○高市国務大臣 リーマン・ショックのときに私は、もう今委員が御紹介くださったような大胆な対策が次々と講じられました。まさに経済対策、今取りまとめる最中でござい

ますので、そのときにはやはり地方公共団体のお声もしっかりと伺いながら、関係府省とも連携しながら、ベストなものをつくっていくという意気込みで頑張ってまいります。

○井上(一)委員 地方自治を熟知しておられる高市大臣の政治的手腕に大いに期待したいと思いま

すので、よろしくお願ひいたします。それでは、前回の総務委員会でも、資金繰り、これに関する質問をいたしました。中小企業庁と

金融庁にさせていただきました。

今、報道を見ますと、中小企業庁の関係ですと、これは三月末時点ですので、現在変わっていますが、中小企業からは、相談、九万件

が来ている。そのうち、実際に融資等が行われたのは三万八千件、約四割だったということですけれども、これは今、現時点でのどのような状況になつてているでしょうか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

融資等相談件数につきましては約一十九万件、それに対しまして申込件数が約十四万件というところがございます。

○井上(一)委員 二十九万件あつて、申込みが十四万件。私も、地元で、政策金融公庫の人、休みも出て対応されているのは聞いていますけれども、多分、全国いろいろなところでこの相談はふえていると思いますので、この相談窓口の体制の強化、これは引き続きやついただきたいと思います。

続いて、金融庁にも質問をいたしまして、貸付条件の変更など、柔軟に対応してほしいということを言つておりますけれども、現在、金融庁と

金融機関に指導、報告していると思いますけれども、今どういう状況になつてているのか教えていただけますか。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。

事業者の皆様から資金繰りに関する不安の声が非常に多く寄せられてきたことを踏まえまして、三月六日及び十六日に、大臣から金融機関に対しまして、返済猶予などの条件変更について迅速か

つ柔軟に対応するなどの事業者の資金繰り支援等のための要請を行つたところでござります。

金融庁では、この要請に基づきまして、民間金融機関の資金繰り支援に関する特別ヒアリングを実施するとともに、条件変更の状況につきまして銀行法に基づく報告微求も行つております。

さらに、二十七日でござりますけれども、このヒアリングの中で、他の金融機関においても参考になると思われる金融機関の対応事例を取りまとめて、金融機関がより迅速に事業者支援を行えるよう促しているところでございます。

また、こうした支援策が事業者に周知されることが重要であると考えております。現在、金融庁及び民間金融機関の取組に関するリーフレットを作成いたしまして、金融庁のホームページに公示の上、全国の自治体、商工団体等にも広く配布し、説明を行つております。

こうしたさまざまな取組を通じまして、全国の金融機関において積極的な事業者支援がなされるよう、金融庁として引き続きしっかりとお願いたいと思っております。

○井上(一)委員 残りの時間で避難所について質問をしたいと思います。

台風十九号とか一昨年の七月豪雨、これについてはまだ記憶は新しいところですけれども、そういう大きな災害があつたら避難所に避難しないといけないわけです。

今、避難所というのは、密閉空間、密集場所、密接場面の、まさにもう三つがそろつた場所になります。無症状の新型コロナウイルスの感染者の方が避難所に避難されれば、そこが一举にクラスター化するというおそれもあるわけです。

現時点で、やはりこういった避難所対策についても十分考えておかないと想うんですけれども、今政府としてどういうような検討をされていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を定め、政府を挙げて取り組んでおるところ

でございますが、仮に、現状で災害が発生した場合には、この方針を踏まえて、避難所における感

染症対策を徹底する必要があると考えてございます。

従来からの取組として、政府では、避難所に必要な感染症対策を講じるよう、市町村に対して各種ガイドライン等を定めまして、さまざま

周知をしてきたところでございます。

さらに、昨日付で、災害発生時に可能な限り多くの避難所の開設を図つていく、また、ホテルや旅館の活用等も検討していくとともに、避難

納税者の置かれた状況に配慮しまして、例えは納税の申請に当たりまして、納税者からの資料の提供が困難な場合には聞き取りにより審査を行うことで資料のやりとりを簡略化するなど、迅速かつ柔軟に対応するよう、全国の国税局、税務署に指示を行つていただけるところでございます。

納税者におかれましては、御不明な点等がございましたら、最寄りの税務署に御相談いただければと思つております。

○井上(一)委員 残りの時間で避難所について質問をしたいと思います。

台風十九号とか一昨年の七月豪雨、これについてはまだ記憶は新しいところですけれども、そういう大きな災害があつたら避難所に避難しないといけないわけです。

今、避難所というのは、密閉空間、密集場所、密接場面の、まさにもう三つがそろつた場所になります。無症状の新型コロナウイルスの感染者の方が避難所に避難されれば、そこが一举にクラスター化するというおそれもあるわけです。

現時点で、やはりこういった避難所対策についても十分考えておかないと想うんですけれども、今政府としてどういうような検討をされていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○新井政府参考人 お答え申し上げます。

個々の実情を十分に伺いながら対応させていただいているところでございます。

その際、個人、法人を問わず、国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により納税の猶予が可能となっております。

国税局としましては、この猶予制度の適用に当たりまして積極的な周知、広報を行うとともに、

者に対する手洗い、せきエチケットなどの基本的な感染対策の徹底、避難所内の換気や十分なスペースの確保について留意するよう、関係省庁連名で自治体宛てに通知を発出したところでござります。

発災後には、避難所における感染症対策を支援するため必要となる物資についてのマッシュ型支援など、必要な支援についてもしっかりと努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○井上（一）委員 マスクの準備とかいろいろ必要だと思いますし、専門家の意見を聞いて、ぜひ避難所がクラスター化しないように万全の措置をとつていただきたいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

○大口委員長 次に、内閣提出、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

電波法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○高市国務大臣 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

ソサエティ五・〇の実現に向けて、我が國のあらゆる社会経済活動の基盤となる電波の有効利用を促進するため、電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しない無線設備に関する制度の整備及び衛星基幹放送の受信環境に関する電波利用料の使途の特例に係る期限の延長は令和三年四月一日から施行することとしておりま

す。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る七日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日明申し上げます。

第一に、電波有効利用促進センターの業務として、他の無線局と周波数を共用する無線局を当該他の無線局に妨害を与えるに運用するために必要な事項について照会に応ずる業務を追加することとしております。

第二に、特定基地局開設料の額を開設計画に記載しなければならない特定基地局として、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を追加することとしております。

第三に、電波法に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造又は改造された無線設備が、他の無線局に対して妨害を与えた場合に加え、妨害を与えるおそれがあると認められるときも、総務大臣が、その無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して勧告を行うことができるなどの規定を整備することとしております。

第四に、衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の使途の特例について、平成三十二年三月末までとされている期限を令和四年三月末まで延長することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の使途の特例に係る期限の延長は公布の日から、電波有効利用促進センターの業務の追加は令和三年四月一日から施行することとしておりま

す。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る七日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日明申し上げます。

は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会

おそれがあると認めるとき 当該無線設備に係る設計 第百二条の十一第四項中「混信その他の妨害を与えた」を「その運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認められる」に改め、「行う無線局」の下に「その他のその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるもの」を加える。

第一百二条の十七第二項第一号中「周波数の指定の変更等」を「又は無線局に関する事項の変更」に改め、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 他の無線局と同一の周波数の電波を使用する無線局を当該他の無線局に混信その他の妨害を与えないように運用するに際して必要とする事項について、照会に応ずること。

第一百二条の十七第四項中「第二項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第五項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「又は第二号」を「から第三号までのいずれかに」、「に掲げる業務」を「又は第三号までのいずれかに」、「に掲げる業務」を「又は第三号までのいずれかに」、「に掲げる業務」に改める。

附則第十六項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条の十二第二項の改正規定、第二十七条の十三第二項及び第八項の改正規定、

二 第二十七条の十五第二項第五号ニの改正規定並びに附則第十六項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日

二 第百二条の十七第二項、第四項及び第五項の改正規定 令和三年四月一日

〔準備行為等〕

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前にお

いても、この法律による改正後の電波法(以下この条において「新法」という。)第百二十二条の十一第四項の規定による総務省令の制定又は改廃のために、電波監理審議会に諮問することができる。

2 新法第百二条の十七第五項において準用する

新法第三十九条の五第一項の認可を受けようとする者は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、同項の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第百二条の十七第五項において準用する新法第三十九条の五第一項の規定の例により、その認可をることができる。この場合において、その認可を受けた業務規程は、当該施行の日において、同項の認可を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

電波の有効利用を促進するため、電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途に係る期限の延長の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和二年五月十二日印刷

令和二年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F